

一般廃棄物処理基本計画

令和 6 年 7 月

尾 鷲 市

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨	1
第 1 節	計画策定について	1
1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第 2 章	地域の概況	2
第 1 節	地域の概要について	2
1	地理的・地域的特性	2
2	気象特性	3
3	人口動態・分布	4
4	産業の動向	5
5	財政状況	6
6	将来計画	7
7	循環型社会の構築	9
第 3 章	ごみ処理基本計画	11
第 1 節	ごみ処理の現状及び課題	11
1	ごみ発生量の状況	11
2	ごみ処理の実績	17
3	ごみの性状の実績	20
4	ごみ処理経費の推移	21
5	ごみ処理体制	22
6	ごみの減量化・再利用の実績	25
7	その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関して必要な事項	25
8	関係法令等の動向	27
9	ごみ処理に係る基本方針及び課題の抽出	32
第 2 節	ごみ排出量及び処理・処分量の予測（推計）について	36
1	予測方法	36
2	人口の予測	36
3	ごみ排出量及び処理・処分量の予測	37
4	目標の設定	40
5	目標達成のための役割・方策	43

第4章	生活排水処理基本計画	44
第1節	生活排水処理の現状	44
1	生活排水の状況	44
2	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	46
第2節	生活排水処理計画	48
1	基本方針及び処理主体	48
2	生活排水処理形態別人口の予測	49
3	し尿・浄化槽汚泥量の予測	51
4	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	53
5	その他関連計画	53
第5章	災害廃棄物処理対策	55
第1節	災害廃棄物発生量の予測	55
1	災害廃棄物対策について	55

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定について

1 計画策定の背景及び目的

我が国では、大量生産・大量消費型社会経済活動による廃棄物の大量発生、環境負荷の増大などに伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた様々な取り組みが行われてきた。

国における法整備においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備が進められた。

尾鷲市（以下「本市」という。）では、廃棄物処理法に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、令和 2 年度において一般廃棄物処理基本計画を策定しているが、4 年間を経過した今、本市の第 7 次尾鷲市総合計画の一般廃棄物処理を取り巻く状況も変化していることから改定を行うものである。

2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成する。

ごみ処理基本計画は、ごみの排出抑制・発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものであり、生活排水処理基本計画は、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

3 計画期間

本計画の目標年次は、環境省が策定したごみ処理基本計画策定指針により、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間であるが、現在の本市の取り巻く状況とし、中間目標年次を令和 11 年度と設定する。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直すものとする。

第2章 地域の概況

第1節 地域の概要について

1 地理的・地域的特性

本市は、三重県南部、東紀州地域に位置し、北は紀北町、南は熊野市、西は台高山脈を控えて奈良県に接しており、東は太平洋(熊野灘)に面したリアス式海岸を有している。

市の面積は 192.71k m² (県全体の 3.3%) であり、総面積の約 90% を山林が占め、平坦地が極めて少ないため、本市の集落は比較的平坦地の多い湾奥に位置している。



図 2.1 位置図

2 気象特性

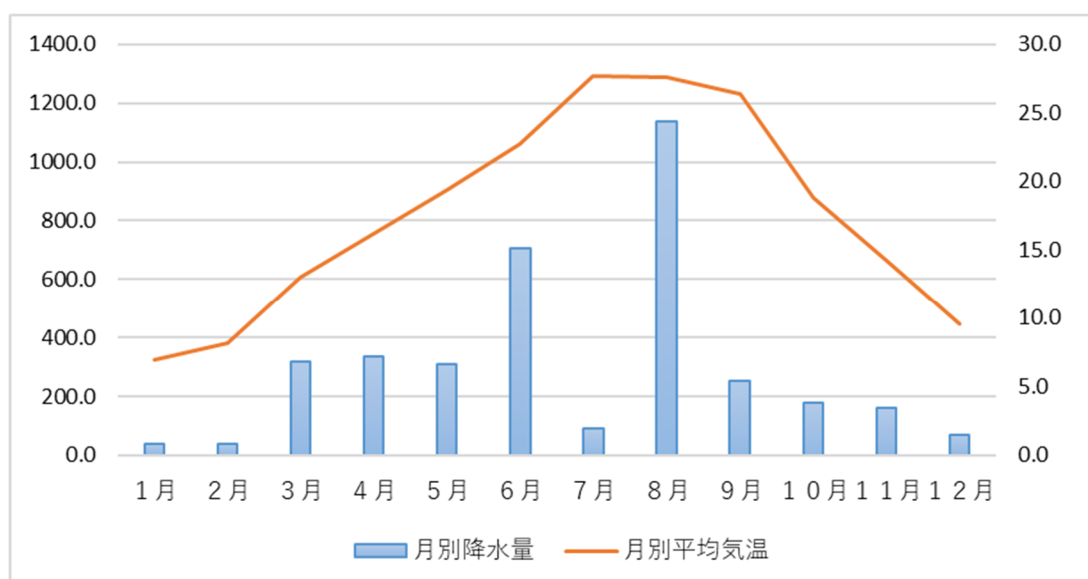
気象庁における尾鷲観測所の気温及び降水量の推移を、表 2.1 及び図 2.2 に示す。過去 3 年間の平均気温は 17.0℃～17.6℃と温暖な気候に恵まれており、年間降水量はいずれも 3,638～4,486mm 以上と全国有数の多雨地帯となっている。

表 2.1 気温及び降水量の推移

年 次	気温(℃)			降水量
	平均	最高平均	最低平均	(mm)
令和 3 年	17.1	22.0	12.9	4,486
令和 4 年	17.0	21.9	12.8	3,783
令和 5 年	17.6	22.8	13.2	3,638

出典：気象庁

図 2.2 令和 5 年月別気温・降水量



出典：気象庁

3 人口動態・分布

本市の人口動態について、年少人口（14歳以下）と生産人口（15歳～64歳）の構成比はともに減少しているが、老年人口（65歳以上）の構成比は増加していたものの、近年では減少傾向にある。平成22年における老年人口の構成比が全体の36.0%であったものに対し、令和2年度では45.0%となり、全国平均の26.6%を大きく上回っている。

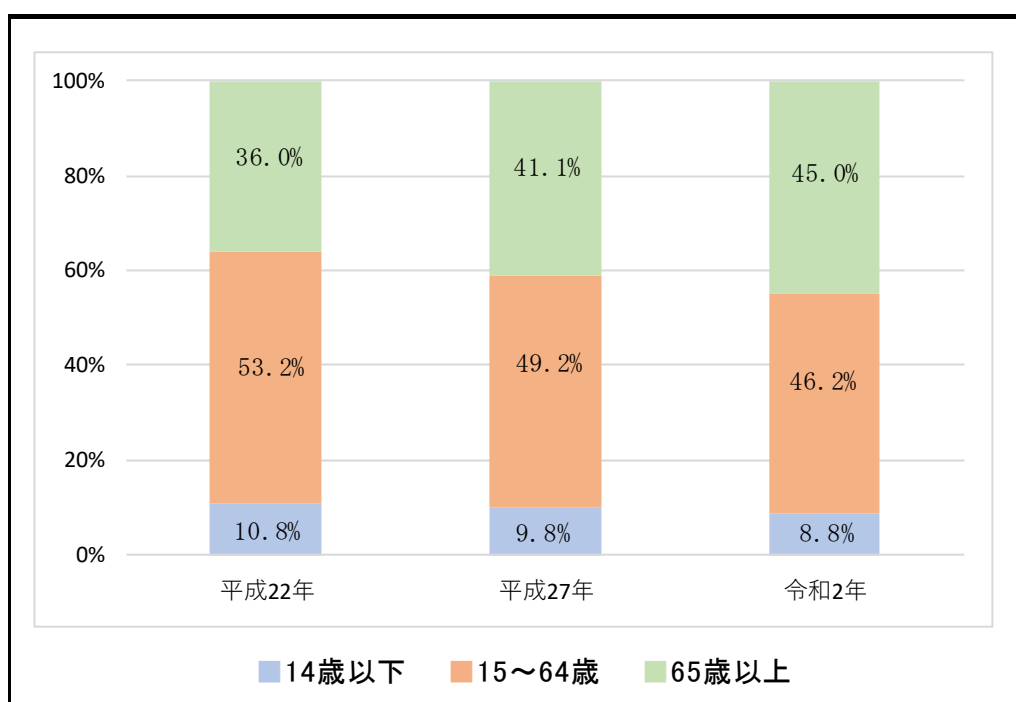
表 2.2 年齢区分別構成比の推移

区分／年次	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口（～14歳）	2,168	1,754	1,396
構成比	10.8%	9.8%	8.8%
年少人口（15～64歳）	10,645	8,833	7,323
構成比	53.2%	49.2%	46.2%
年少人口（65歳～）	7,201	7,375	7,122
構成比	36.0%	41.1%	45.0%
合 計	20,014	17,962	15,841

出典：尾鷲市統計書（各年10月1日現在 年齢不詳者を除く）

※構成比については小数点第2位を四捨五入表記しており、合計が100にならない場合がある。

図 2.3 年齢区分別構成比の推移



出典：尾鷲市統計書令和5年度版

4 産業の動向

表 2.3 のとおり事業者数は平成 26 年から令和 3 年の 8 年間で 257 箇所減少し、従業者数については 1,135 人減少している。

また、表 2.4 のとおり、令和 3 年の産業大分類別では、事業所・従業者数ともに卸売業、小売業が最も多く、次に宿泊業、飲食サービス業や医療、福祉の比率が多くなっている。

表 2.3 事業所数及び従業者数の推移

区分	事業所数(箇所)	従業者数(人)	労働人口割合(人/箇所)
平成26年	1,431	8,921	16.0
平成28年	1,300	6,988	18.6
令和 3年	1,174	7,786	15.1

※出典:尾鷲市統計書

表 2.4 産業大分類別の事業所数及び従業者数（令和 3 年）

区 分	令和3年6月1日			
	事業所数(箇所)	(比率)	従業者数(人)	(比率)
総数	1,174	100.0%	7,786	100.0%
農業、林業、漁業	28	2.4%	301	3.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.4%	53	0.7%
建設業	95	8.1%	507	6.5%
製造業	56	4.8%	586	7.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.2%	39	0.5%
情報通信業	13	1.1%	81	1.0%
運輸業、郵便業	18	1.5%	238	3.1%
卸売業、小売業	310	26.4%	1,695	21.8%
金融業、保険業	26	2.2%	238	3.1%
不動産業、物品賃貸業	48	4.1%	168	2.2%
学術研究、専門・技術サービス業	31	2.6%	205	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	165	14.1%	590	7.6%
生活関連サービス業、娯楽業	108	9.2%	283	3.6%
教育、学習支援業	49	4.2%	361	4.6%
医療、福祉	96	8.2%	1,469	18.9%
複合サービス事業	9	0.8%	120	1.5%
サービス業(他に分類されないもの)	90	7.7%	382	4.9%
公務(他に分類されるものを除く)	25	2.1%	470	6.0%

※出典:尾鷲市統計書

※比率については小数点第 2 位を四捨五入表記しており、合計が 100 にならない場合がある。

5 財政状況

本市の令和4年度一般会計歳入総額は121億1,732万1千円で令和2年度から令和4度の推移を見ると、令和3年度でやや減少したが、令和4年度には緩やかではあるが増加に転じている。歳入の内、市税は19億7,077万7千円で、経年的には減少傾向であるが、歳入総額に占める割合はほぼ横ばい状態である。歳出は、令和4年度総額11億7,949万96千円で歳出の内、衛生費の割合は14.5%となり、こちらは経年的に増加傾向である。

表 2.5 一般会計最終・歳出決算額（単位：千円）

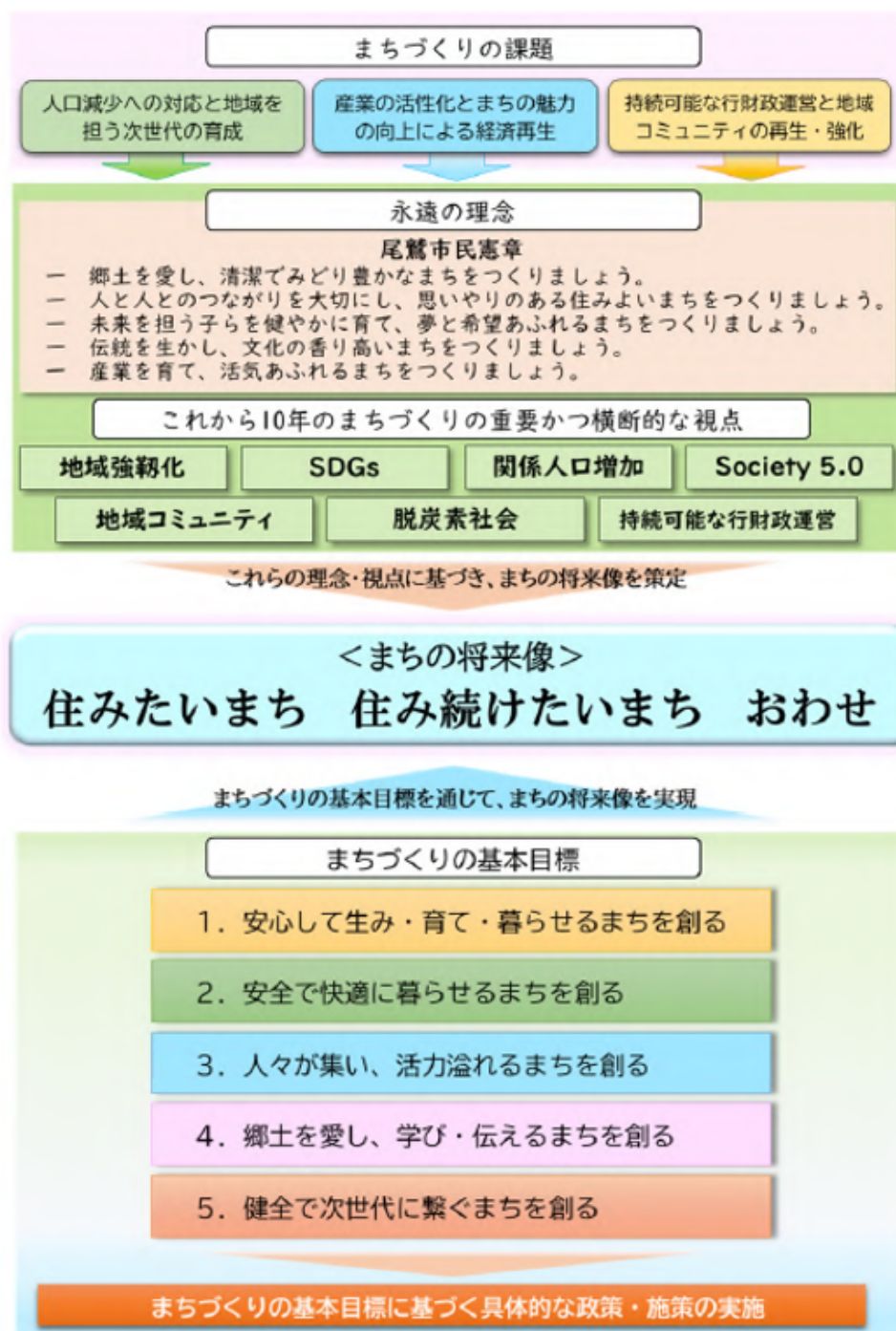
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	総額	13,438,027	11,759,358	12,117,321
	市税	1,996,776	1,975,637	1,970,777
	下段は割合	14.9%	16.8%	16.3%
	その他	11,441,251	9,783,721	10,146,544
歳出	総額	13,127,020	11,416,625	11,794,996
	衛生費	1,452,840	1,591,337	1,709,170
	下段は割合	11.1%	13.9%	14.5%
	その他	11,674,180	9,825,288	10,085,826

※出典：尾鷲市統計書 令和5年度版

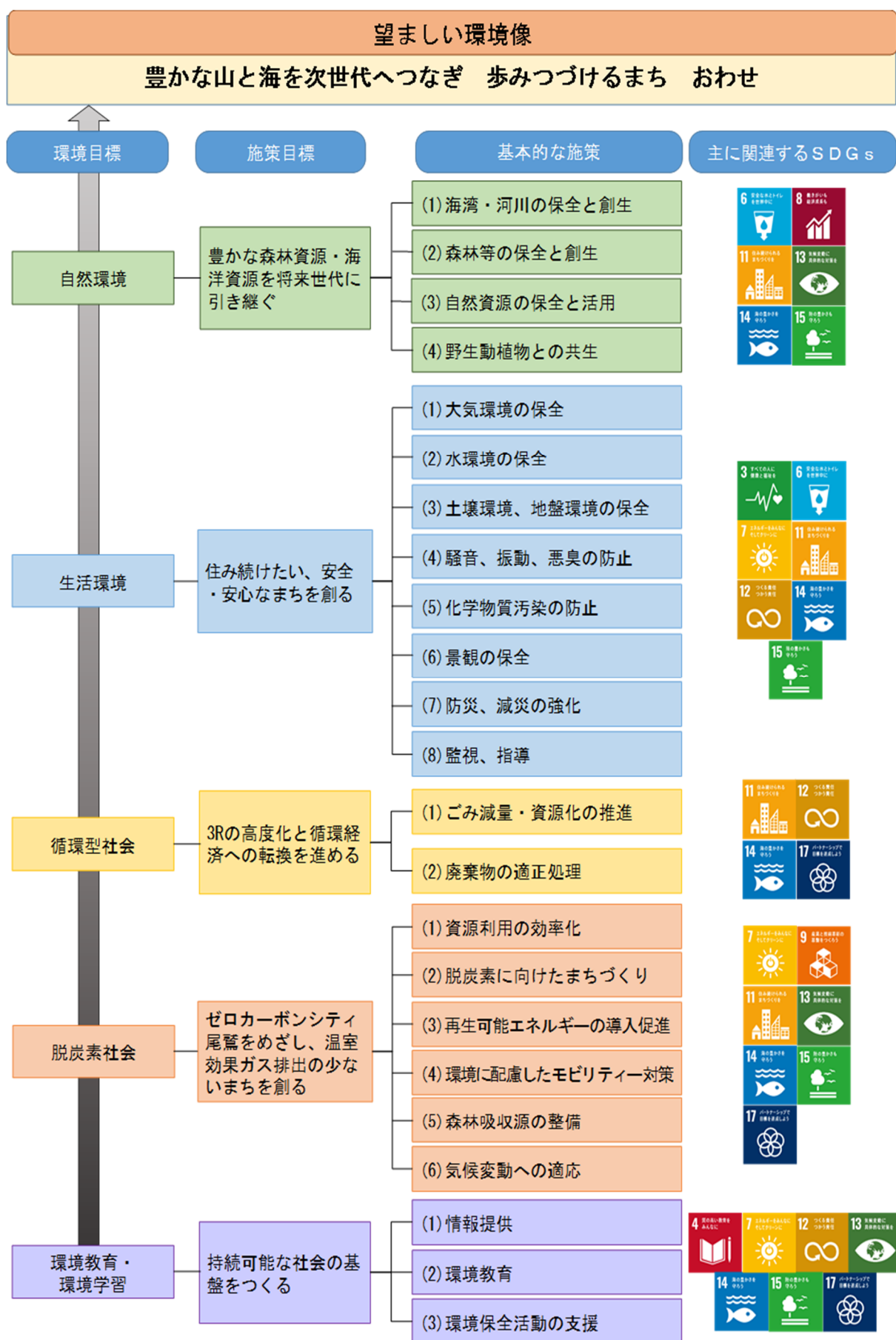
6 将来計画

令和4年3月に策定された「第7次尾鷲市総合計画」において、本市の将来像や基本方針等について表2.7のことが示されている。

表 2.6 第7次尾鷲市総合計画の目標



【まちの将来像と計画の体系】



7 循環型社会の構築

1. 基本的な施策

①ごみ減量・資源化の推進

- 市民・事業者とともに 3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）とごみ分別を実践することで、廃棄物排出量の削減と資源化を図ります。
- 指定ごみ袋制度、環境保全対策資材購入費補助による生ごみ堆肥化の促進など、ごみの減量化に向けた取り組みを進めます。
- 事業者における環境マネジメントシステムの導入やごみ減量化計画の策定など、製造、流通、販売等の各段階における、計画的な廃棄物の減量化に努めます。
- 過剰包装商品の購入自粛、繰り返し使える物の購入、大量消費・廃棄の生活習慣の見直し、ものを大切にする心の育成などの普及・啓発活動を行います。
- 資源回収の拠点整備を進め、市民のリサイクル活動を支援します。
- 市民に対してリサイクル意識の向上を図るための啓発に努めます。
- 廃棄物の再資源化、再利用のための意識向上を図るため、講習会やイベントなどの機会と場づくりを提供します。
- 「建設リサイクル法」に基づいた建設副産物の再利用や、焼却灰など二次的に発生する廃棄物等の再利用を図るための取り組みを進めます。
- 事業者に対して環境負荷の少ない原材料の使用や製品の販売を促すなど、環境負荷の低減に努めます。
- 「プラスチック資源循環推進法」に基づく再商品化策定を目指し、再商品化事業者との連携を進めます。
- 生ごみの減量化、食品ロス削減の推進に向けた啓発を行います。

②廃棄物の適正処理

- 「一般廃棄物処理基本計画」（尾鷲市、2021 年）に基づいて、一般廃棄物の適正な処理体制を確保します。
- 廃棄物の違法焼却などの野焼きについては、指導等を実施するとともに、関係機関と連携した対応に努めます。
- 施設の適正な運転・維持管理を徹底することにより、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制を図るなど、環境負荷の低減に努めます。
- 「廃棄物処理法」や「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、事業系廃棄物については事業者自ら「減量化等計画書」を策定するなど、排出事業者の処理責任の徹底に努めます。
- 「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」等の各種リサイクル関連法に基づく廃棄物の適正処理を推進します。
- 廃棄物の広域処理のため近隣市町と共に設立した東紀州環境施設組合により、新ごみ処理施設の建設に向けた事業を推進するなど、環境に関する共通課題の解決に向けて、県や周辺市町と連携し、広域団体の創設、事業連携、施設共有を進めます。
- 農業用廃プラスチックやビニール類について、県や事業者団体と連携して適正処理に努めます。

- プラスチックごみの適正な再生処理や意図的な投棄等の削減に取り組むことで、プラスチックごみの海洋流出の防止に努めます。
- 漁業者による漁具の適正な使用・管理・廃棄が行われるよう、国の「漁業系廃棄物処理計画策定指針」や「漁業系廃棄物処理ガイドライン」の周知に努めます。
- ポイ捨て禁止条例に基づいて、市域内における空き缶や吸い殻の廃棄を防止するとともに、ペットの糞等の適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを進めます。

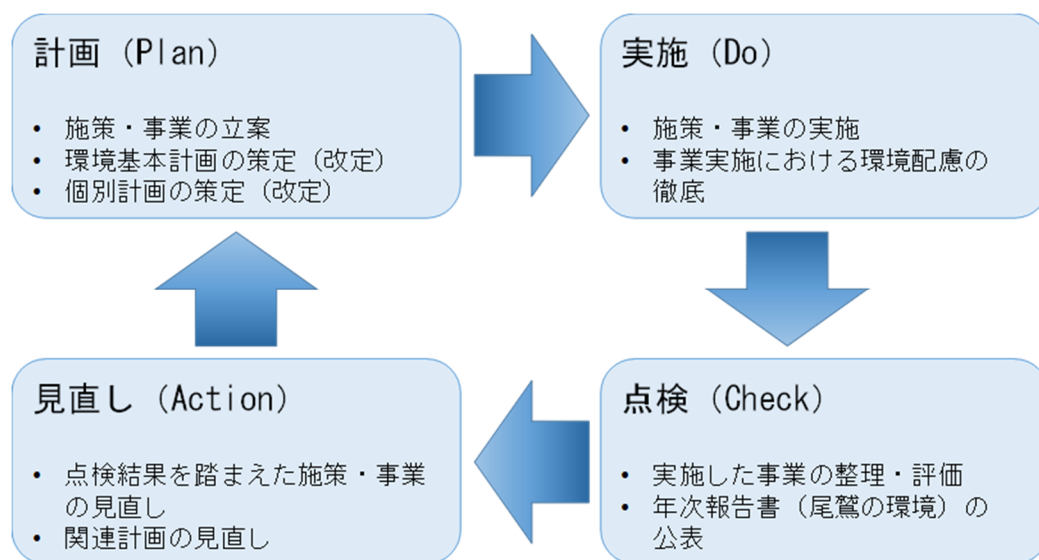
【進捗管理指標】

項目	現状	目標
資源化率	23.1% (2020 年度)	27.9% (2031 年度)

③計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図ることで行います。尾鷲市は毎年、環境の状況、実施した関連事業の概要等を把握・点検するとともに、年次報告書を作成して公表します。併せて、市のウェブサイトや広報などを活用し、市の抱える課題や必要な対策に関する情報を随時提供し、市民や事業者と環境意識の共有を図ります。

また、点検結果を踏まえて、必要に応じて施策・事業の見直しを行うほか、関連計画の見直しを検討します。



(出典：第3次尾鷲市環境基本計画より抜粋)

第 3 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 ごみ処理の現状及び課題

1 ごみ発生量の状況

(1) ごみの分別区分及び収集体制

現状のごみの分別区分は、表 3.1 に示すとおりである。

① 収集するごみの分類

表 3.1 ごみの分別区分

分別の区分	
収 集	燃やすごみ（可燃ごみ）
	生ゴミ等の可燃ごみ （木製及びプラスチック製等のごみも含む）
	燃やさないごみ（不燃ごみ）
	ガラス類・陶磁器類
	ビン類（無色びん・茶色びん・その他びん）
	缶類（飲料缶・空き缶）
	金属類（金属（鉄）及びその他金属（アルミ等））
	廃家電製品等（複合製品を含む）
	新聞・段ボール・その他紙
	燃やさないごみ（資源ごみ）
	繊維類（衣類等）
	発泡スチロール
	※紙パック（牛乳パック等）
	※ペットボトル
	※白色発泡トレイ
	資源プラスチック類
	有害ごみ
	※乾電池・蛍光灯等

ただし、上記のうち一辺の長さが 50 cm を超えるものや、ひとつの重さが 10 kg を超えるものは収集できないため、持込ごみとなる。

収集体制については次のとおりである。

- ・燃やすごみ：週 2 回（ステーション及び拠点回収等）
- ・不燃・資源ごみ：月 1 回（資源プラスチック類は週 1 回）
- ・表 3.1 のうち、※印の資源ごみの一部及び有害ごみは拠点回収となっており、スーパー等の販売店もしくは公民館等に設置しているステンレス BOX にて常時回収

② 常設ステーションによる収集

表 3.2 常設ステーション設置場所と収集品目

設置場所	収集品目
中央町山本サッシ店北側	ビン類（無色・茶色・その他色）・ガラス・陶磁器類、カン類（飲料缶・空き缶）
南陽町富士商会東側	
須賀利漁協横	紙類（新聞紙・段ボール・その他紙）
九鬼診療所横	
早田コミュニティーセンター横	
三木里地区会事務所裏	
古江コミュニティーセンター裏	
賀田町ありよしや南側駐車場	

③ 清掃工場への持込ごみの分類（尾鷲市清掃工場他）

表 3.3 持込ごみの分類

分別の区分		
持 込	収集するごみ	収集するごみも持込が可能である。
	大型ごみ（粗大ごみ）	収集するごみの大きさが概ね四方が50cm、重さが10kgを超えるもの
	事業系一般廃棄物	※1 下記参照
	水銀体温計	尾鷲市クリンクルセンターに持ち込みをする。
	再使用できる品物（家具類） ※2 下記参照	尾鷲市クリンクルセンターに展示する。 （電化製品等を除く）

※1 事業系一般廃棄物については、法第3条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

※2 再使用できる品物（家具類）は、事前に展示場所であるクリンクルセンターにお問い合わせが必要。

④ 取り扱わないごみについて（適正処理困難物）

市の施設で処理が不可能なため、販売業者および処分業者等が処理するものは次のとおりとする。 【法第6条の3第1項】

処理困難物について		
これらのものは<u>尾鷲市では取扱いできません</u>ので、処分する方法はご購入された販売店や廃棄物処理業者に問い合わせてください。 また、清掃工場に持ち込む前に確認してください。 尾鷲市清掃工場 ☎22-3245		●産業廃棄物 ●爆発性のあるもの ●引火性のあるもの ●毒性のあるもの ●危険性のあるもの ●特別管理型一般廃棄物に指定されているもの ●著しく悪臭を発するもの ●上記のほか、廃棄物処理を著しく困難にするもの、又は市の処理施設の機能に支障をきたすもの
種 類	主なもの	処理依頼先
危険物	プロパン、消火器、農薬、劇薬、毒物、火薬、その他爆発性・引火性のあるもの	販売店
自動車関係	廃棄自動車、単車、タイヤ、バッテリー、その他機械類を分解・改造の際に使われた交換部分	販売店
建設関係	土砂、がれき、コンクリート、レンガ、瓦石膏ボード、その他建設廃材、家の改築工事等から出るもの （建設廃材に関しては、リフォーム・DIY も含みます。 但し、日曜大工等で生じる少量の木材は受け入れ可能です。）	施工業者 廃棄物処理業者
漁業関係	網、ブイ、FRP製のもの	廃棄物処理業者
農業関係	ビニールハウス	廃棄物処理業者
処理困難物	耐火金庫、スプリングマット、大木（直径30cm、又は長さ2m以上）	廃棄物処理業者
	ソーラーシステム、電気温水器、浴槽など （取替時に施工業者に処理を依頼してください。）	廃棄物処理業者 施工業者
業務用機器	業務用冷凍庫、業務用大型冷蔵庫、業務用複合機など	販売店 廃棄物処理業者

注1) 本市では個人・事業者に関わらず、建築廃材は取り扱っておりません。

本市所在する民間廃棄物処理場にて適正に処分してください。

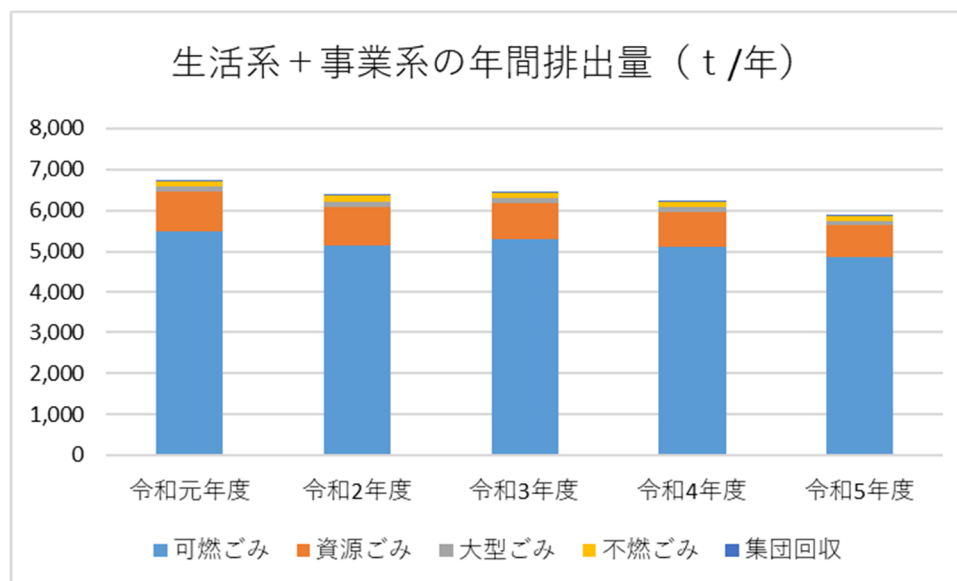
（２）ごみ排出量の実績

① 総排出量の推移

本市のごみ排出量は、図 3.1 に示すように、令和 2 年度及び令和 3 年度はコロナ禍の影響により横ばいの推移となったものの、全体像として減少傾向にある。

令和 5 年度の総排出量は、5,869t/年で、うち、可燃ごみが 48,69t/年（総排出量の 83.0%）と最も多く、次いで資源ごみが 767t/年（総排出量の 13.1%）となっている。

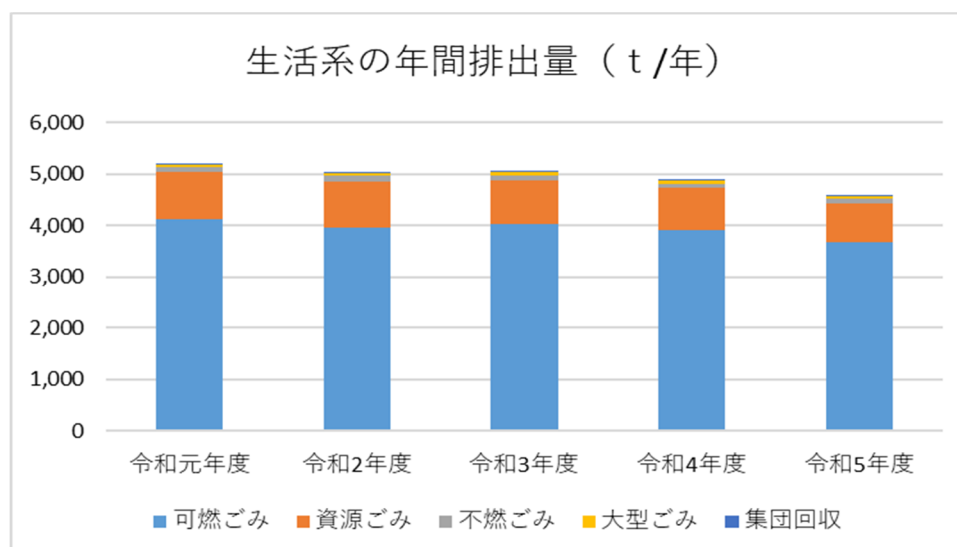
図 3.1 総排出量（生活系+事業系）の推移



② 生活系ごみの推移

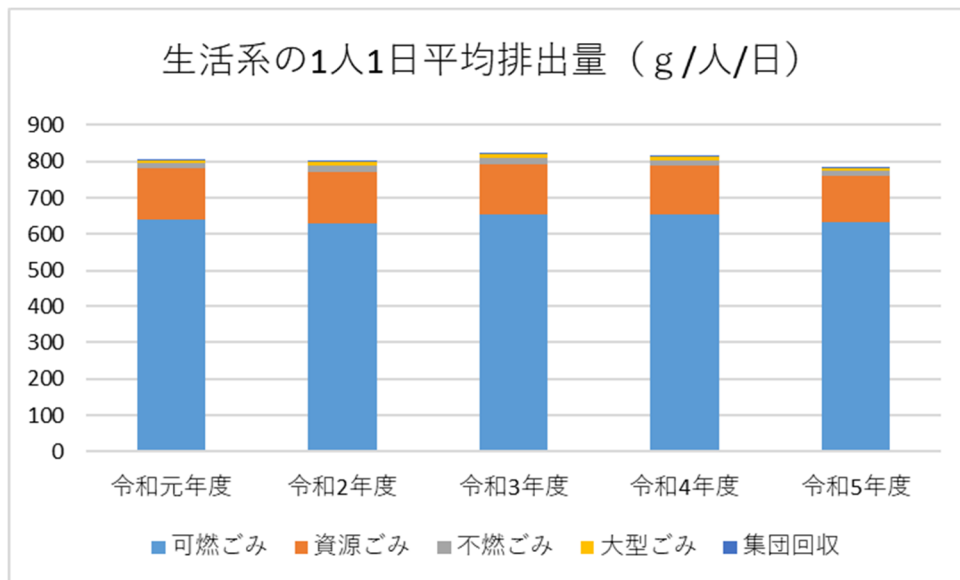
本市の生活系ごみ量は、図 3.2 に示すように、総排出量の推移とほぼ同じ傾向を示しており、令和 5 年度の生活系ごみ量 4,572t/年（総排出量の 77.9%）の内、可燃ごみが 3,687t/年（生活系ごみ量の 80.6%）と最も多くを占めている。

図 3.2 生活系ごみの推移



また、生活系ごみの1人1日平均排出量についても図3.3に示すように、生活系ごみ量の推移とほぼ同じ傾向を示しており、令和5年度の1人1日平均排出量は、783g/人/日で、可燃ごみが631g/人/日、資源ごみが152g/人/日となっている。

図 3.3 生活系ごみ1人1日平均排出量の推移

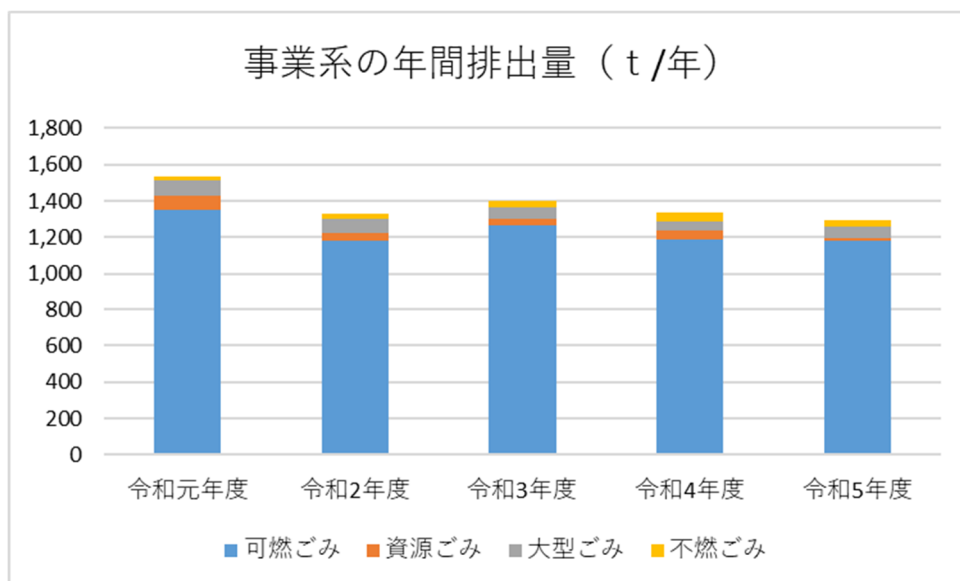


③ 事業系ごみの推移

図3.4に示すとおり本市の事業系ごみ量は、令和2年度から令和3年度にかけては、ほぼ横ばいながら、全体としては減少の傾向にある。

令和5年度の事業系ごみ量1,297t/年（総排出量の22.1%）の内、可燃ごみが1,182t/年と事業系ごみ量の91.1%を占めている。

図 3.4 事業系ごみの推移



④ ごみ排出量の実績内訳

ごみ排出量の実績内訳は表 3.4 に示すとおりで、可燃ごみが大半を占め、次いで資源ごみとなっており、各年度通して同じ傾向にある。

表 3.4 ごみ排出量の実績内訳

区分				単位	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5	
人口				人	17,649	17,253	16,852	16,429	15,955	
生活系	自家処理量			t/年	0	0	0	0	0	
	可燃ごみ	直営	t/年	2	2	9	12	12		
		委託	t/年	3,842	3,744	3,658	3,571	3,372		
		小計	t/年	3,844	3,746	3,667	3,583	3,384		
	不燃ごみ	直営	t/年	9	15	9	0	0		
		委託	t/年	80	86	78	77	68		
		小計	t/年	89	101	87	77	68		
	資源ごみ	直営	t/年	9	16	9	13	11		
		委託	t/年	862	855	808	778	737		
		小計	t/年	871	871	817	791	748		
	その他	直営	t/年	0	0	0	0	0		
		委託	t/年	0	0	0	0	0		
		小計	t/年	0	0	0	0	0		
	大型ごみ	直営	t/年	8	0	9	12	11		
	合計			t/年	4,812	4,718	4,580	4,463	4,211	
	直搬	可燃ごみ			t/年	283	220	363	342	303
		不燃ごみ			t/年	8	10	17	12	11
		資源ごみ			t/年	38	26	22	14	5
		大型ごみ			t/年	40	56	55	43	39
		合計			t/年	369	312	457	411	358
集団回収			t/年	8	8	2	4	3		
家電4品目収集			t/年	0	0	0	0	0		
合計			t/年	5,189	5,038	5,039	4,878	4,572		
事業系	収集	可燃ごみ	許可	t/年	1,075	984	942	898	890	
		不燃ごみ	許可	t/年	15	14	18	33	27	
		資源ごみ	許可	t/年	40	20	18	33	10	
		大型ごみ	許可	t/年	40	30	19	19	27	
	合計			t/年	1,170	1,048	997	983	954	
	直搬	可燃ごみ			t/年	278	195	321	292	292
		不燃ごみ			t/年	7	15	15	10	10
		資源ごみ			t/年	37	23	19	12	4
		その他			t/年	0	0	0	0	0
		大型ごみ			t/年	40	49	48	36	37
		合計			t/年	362	282	403	350	343
	合計			t/年	1,532	1,330	1,400	1,333	1,297	
生活系＋事業系	可燃ごみ			t/年	5,480	5,145	5,293	5,115	4,869	
	不燃ごみ			t/年	119	140	137	132	116	
	資源ごみ			t/年	986	940	876	850	767	
	その他			t/年	0	0	0	0	0	
	大型ごみ			t/年	128	135	131	110	114	
	集団回収			t/年	8	8	2	4	3	
	自家処理量			t/年	0	0	0	0	0	
	家電4品目収集			t/年	0	0	0	0	0	
合計			t/年	6,721	6,368	6,439	6,211	5,869		

※出典：一般廃物処理事業実態調査

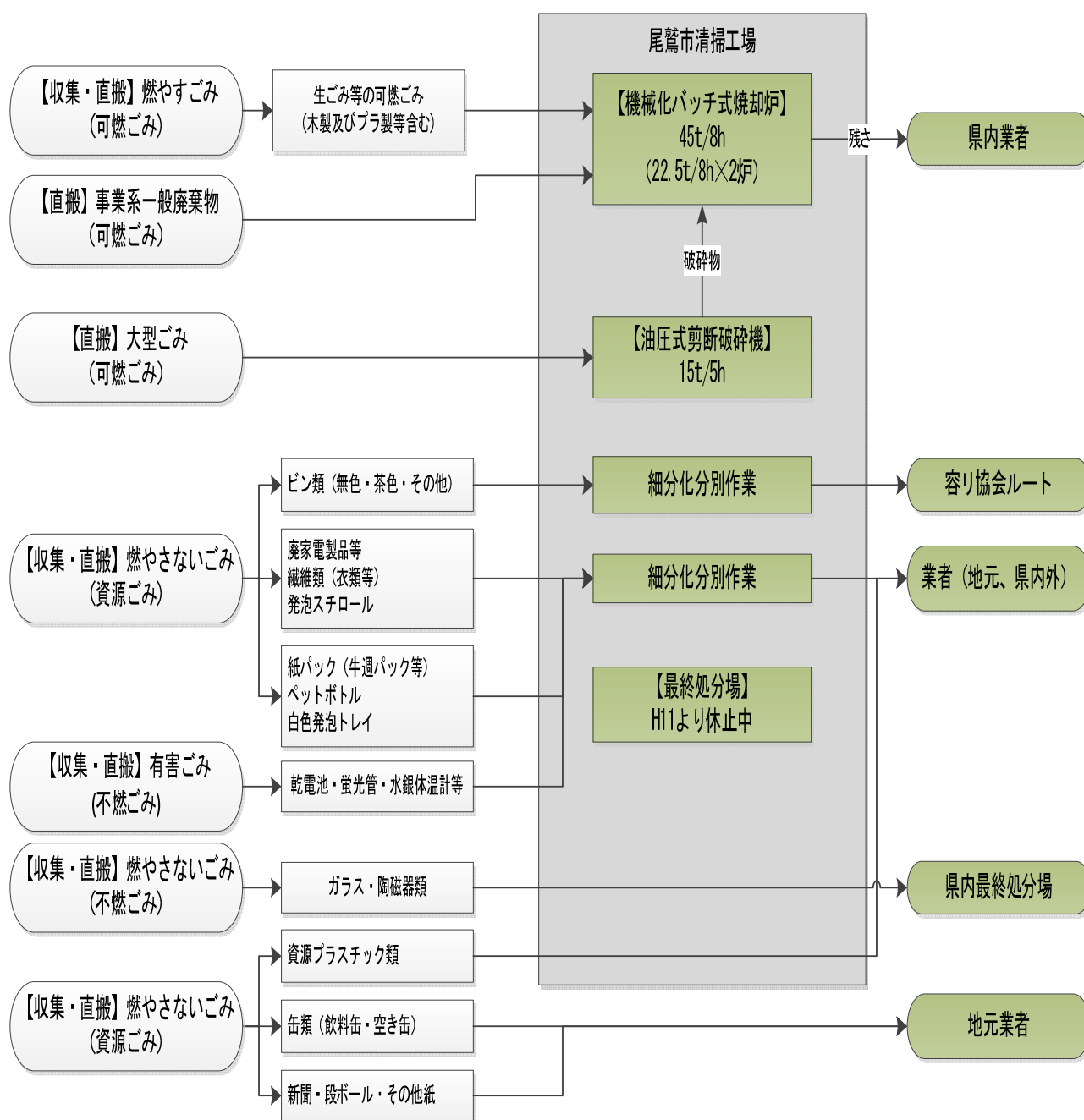
2 ごみ処理の実績

(1) ごみ処理体系

現状のごみ処理体系は、図 3.5 に示すとおりである。

可燃ごみ（燃やすごみ、大型ごみ）は、尾鷲市清掃工場で処理し、焼却残渣は県内業者に処理委託している。また、不燃ごみ（ガラス及び陶磁器類）については、県内最終処分場に処理を委託し、資源ごみについては尾鷲市清掃工場において再度分別した後、業者を通じて再資源化等がなされている。

図 3.5 現状のごみ処理体系

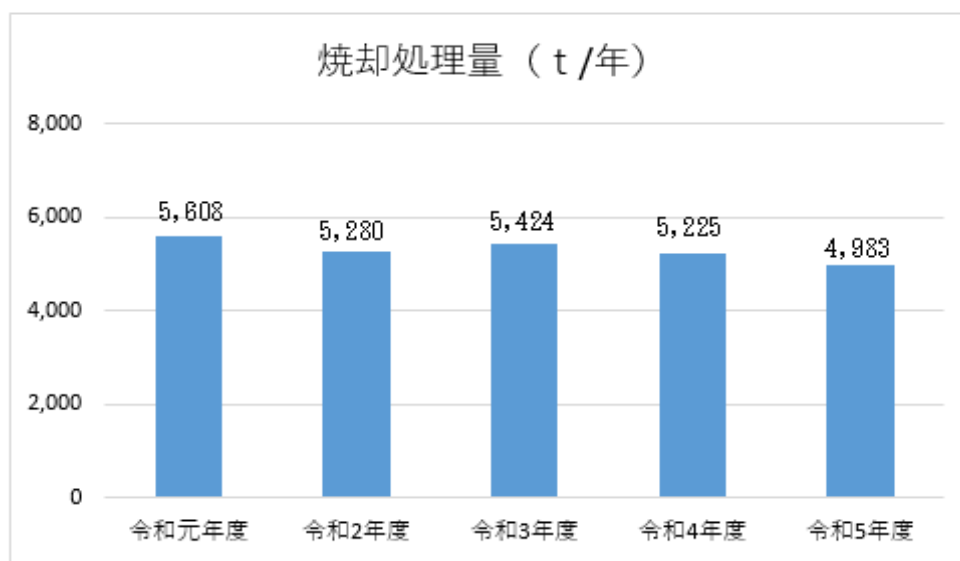


(2) 処理・処分量の実績

① 焼却処理量

本市では、可燃ごみ及び破碎後の大型ごみについて焼却処理を行っている。過去5年間における焼却処理量の実績を図3.6に示す。焼却量はコロナ禍の影響で特に令和2年度から令和4年度は微量ながらも増減を繰り返しているが、過去5年間では減少傾向となり、令和5年度では4,983 t/年となっている。

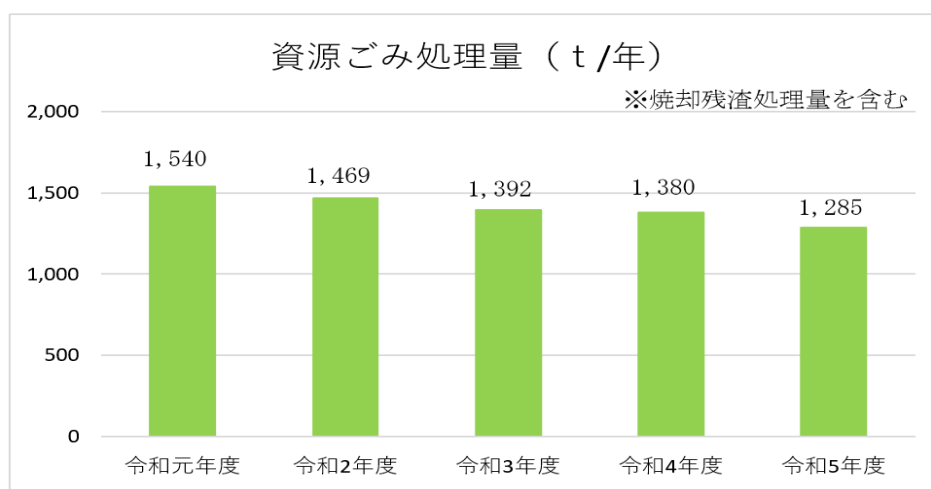
図 3.6 焼却処理量の推移



② 資源ごみ処理量

過去5年間における資源ごみ処理量の実績を図3.7に示す。資源ごみ処理量は年々減少傾向にあり、令和5年度は1,285t/年となっている。

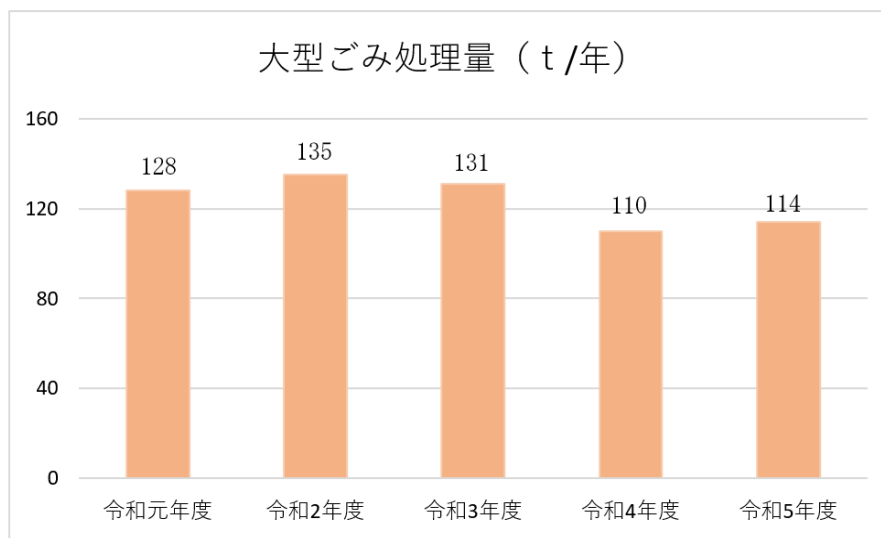
図 3.7 資源ごみ処理量の推移



③ 大型ごみ処理量

過去5年間ににおける大型ごみ処理量の実績を図3.8に示す。大型ごみ処理量は年度毎に増減を繰り返し、令和5年度は114t/年となっている。

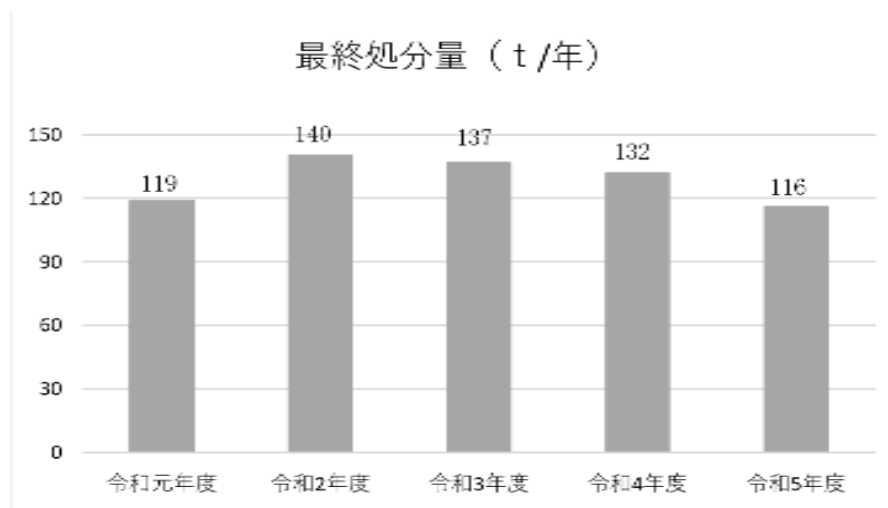
図 3.8 大型ごみ処理量の推移



④ 最終処分量

過去5年間ににおける最終処分量の実績を図3.9に示す。最終処分量は令和2年度に増加したが、以降は減少傾向で推移しており、令和5年度116t/年となっている。

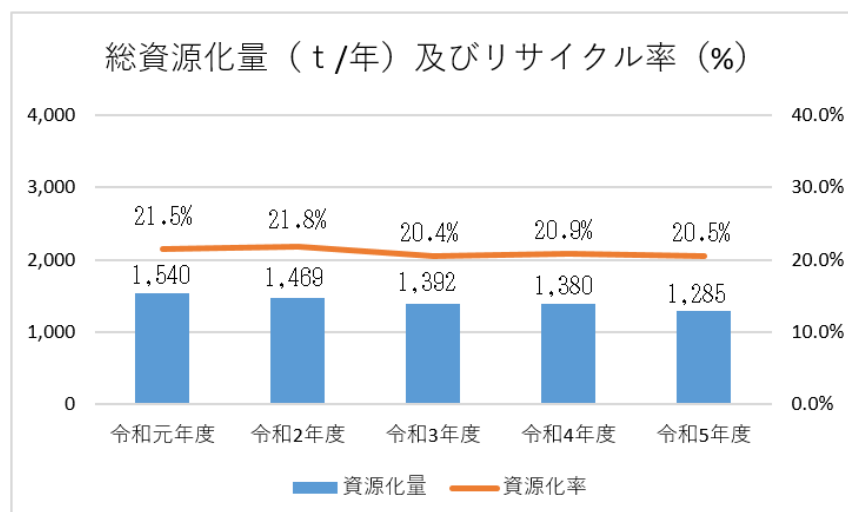
図 3.9 最終処分量の推移



⑤ 総資源化量及びリサイクル率の実績

本市における資源集団回収量も含めた総資源化量及びリサイクル率の実績は、図 3.10 に示すとおりであり、令和 5 年度のリサイクル率は 20.5%となっている。

図 3.10 総資源化量及びリサイクル率の実績



3 ごみの性状の実績

本市のごみの性状は表 3.10 に示すとおりで、ごみの組成においては紙・布類の比率が最も多く、45～55%の範囲で増減を繰り返している。次は厨芥類となっており、16～27%の範囲で推移している。また、低位発熱量は 4,000～6,000 kJ/kg の範囲にある。

表 3.5 ごみ性状の実績

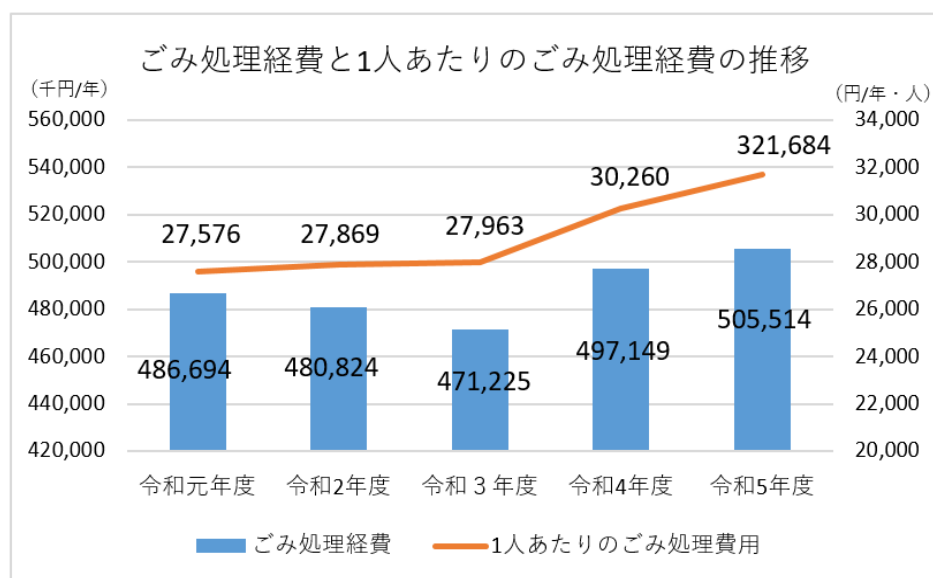
	検査項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
ごみの組成	紙・布類	%	54.0	45.6	47.6	49.0	49.1
	ビニール・ゴム類	%	19.6	29.7	21.6	25.0	15.6
	木・竹・わら類	%	1.4	2.7	3.1	3.1	3.5
	厨芥類	%	21.5	16.6	23.9	19.2	26.4
	不燃物	%	1.6	4.7	2.8	2.6	4.1
	その他	%	1.9	2.7	1.0	1.2	1.4
単位容積重量		kg/m ³	193	187	206	173	173
三成分	水分	%	54.7	61.3	56.1	46.3	50.9
	灰分	%	7.4	6.4	5.6	6.8	8.4
	可燃分	%	37.9	32.4	38.3	46.9	40.9
低位発熱量		kJ/kg	5,760	4,550	5,790	4,010	4,480

※出典：ばい煙測定等調査業務委託報告書

4 ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費について図 3.11 に示す。人件費を含む本市のごみ処理費用は、令和元年度以降横ばい傾向であったが、令和 4 年度には増加傾向となっている。年間では約 5 億円かかっており、市民 1 人あたりに換算すると約 27,000～33,000 円となっている。

図 3.11 ごみ処理経費と 1 人あたりのごみ処理経費の推移



※出典：一般廃物処理事業実態調査のごみ処理経費を加工

5 ごみ処理体制

(1) ごみ処理の現状

本市におけるごみ処理の現状を、表 3.5 に示す。

現在、家庭系ごみはステーション方式による収集や、紙パック、ペットボトル、白色発泡トレイ、蛍光灯、乾電池の拠点回収及び、市民による清掃工場への直接搬入が行われている。

また、事業系ごみについては、市の許可業者により収集が行われている。

表 3.6 ごみ処理の現状

項目			収集の区分※	収集運搬	中間処理 選別・保管	最終処分 ・資源化
可燃ごみ			ステーション 及び戸別収集	委託業者	市 (清掃工場)	委託業者
資源 ごみ	紙類		分別ステーション 収集		市(清掃工場) 及び委託業者	資源化
	プラスチック類				市 (清掃工場)	委託業者
	ビン類				市(清掃工場)	(財)日本容器包装 リサイクル協会
	缶類				市(清掃工場) 及び委託業者	資源化
	金属類				市 (清掃工場)	委託業者
	複合製品等					製品化
	繊維類(衣類等)					委託業者
	発泡スチロール					製品化
	紙パック		拠点回収		市 (清掃工場)	委託業者
	ペットボトル					
	白色発泡トレイ					
有害 ごみ	蛍光管		拠点回収		市 (清掃工場)	委託業者
	乾電池					
	水銀体温計					
不燃ごみ (ガラス・陶磁器類)			分別ステーション 収集		市 (清掃工場)	委託業者
大型ごみ			持込	-	市 (清掃工場)	委託業者

※ すべての品目において持ち込みも可能である。

(2) 処理手数料の現状

本市の生活系ごみの収集については、平成 25 年度より有料化を開始し、同時に持ち込み処理手数料についても改訂を行った。その後、平成 28 年 6 月に生活系ごみの収集手数料を減額改定している。現在のごみ処理手数料について、表 3.6 に示す。

表 3.7 処理手数料

項 目		手 数 料
生活系ごみ	収 集	指定袋による有料制 大(45ℓ):38円、中(30ℓ):25円、小(15ℓ):12円、極小(10ℓ):8円
	直接搬入	計量による有料制 50kg以下を500円とし、これを超える10kg毎に100円を加算。(50kg以上で10kg未満端数は切り上げ)
事業系ごみ	直接搬入	

(3) 中間処理施設

本市の焼却施設の概要を表 3.7 に、大型ごみ処理施設の概要を表 3.8 に示す。

表 3.8 焼却施設の概要

施設名称	尾鷲市清掃工場
設置場所	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
事業開始	平成3年3月
処理能力	45 t /8h (22.5/8h×2 炉)
運転管理	直営
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
ガス冷却設備	水噴射方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器(バグフィルター) 有害ガス除去装置 ダイオキシン類除去装置
排水処理設備	[ごみピット汚水] 高温酸化処理方式(炉内噴霧) [プラント排水] 接触酸化法+ろ過(再循環無放流)

表 3.9 大型ごみ処理施設の概要

施設名称	尾鷲市清掃工場
設置場所	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
事業開始	昭和63年4月
処理能力	15t/5h
対象物	大型可燃ごみ
運転管理	直営

(4) 最終処分

本市の最終処分場の概要を、表 3.9 に示したが、平成 11 年度より施設の供用を休止し、年 1 回の頻度でモニタリング調査を継続実施し、周辺環境に影響を及ぼしていないかを確認している。これまでの調査結果としては、周辺環境に影響を及ぼしているようなデータは確認されていない。なお、埋立処分が必要なものについては、現在、外部へ委託を行うことで対応している。

表 3.10 最終処分場の概要

施設名称	尾鷲市清掃工場
設置場所	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
事業開始	昭和51年3月
最終処分場概要	
計画埋立面積	約7,080m ²
計画埋立容量	116,200m ³
施設区分	安定型処分場

6 ごみの減量化・再生利用の実績

(1) ごみ排出抑制のための方策

住民・事業者・行政が協働した循環型社会の構築に向けた取り組みを推進し、ごみの排出量削減、分別の強化による再資源化の促進及び処理施設の適正な運営（維持費用の削減、延命化）について市民と共に取り組んでいる。

① 資源ごみ集団回収の奨励金交付や促進

ごみの減量化・再資源化を図ることを目的に、地域で自主的に古紙等の回収活動を行っている営利を目的としない団体（子供会・自治会等）による集団回収を促進するため、奨励金を交付してその活動を推奨している。対象となる品目は、新聞紙・雑誌・段ボール・その他の紙類で、回収した資源 1 kg に 5 円を乗じた額を交付している。

② 環境保全対策資材購入費補助制度

電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ガーデンシュレッダーの購入に対する補助制度を導入しており、家庭などで発生するごみの減量化を促進している。補助率は購入額の 2 分の 1 で、電動生ごみ処理機とガーデンシュレッダーについては 1 世帯あたり 1 機を限度とし、補助上限額は 30,000 円、生ごみ処理容器については 1 世帯あたり 2 基を限度とし、補助上限額は合計で 5,000 円としている。

7 その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関して必要な事項

① 処理困難な廃棄物の処理依頼について

一般廃棄物のうち、市の施設で中間処理が困難な廃棄物については、民間業者に処理を委託するなど適正に処理をする。

② 家電 4 品目について

特定家庭用機器再商品化法対象の家電 4 品目（洗濯機、乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(液晶・プラズマ含む)）については、小売店等に引き渡しリサイクル処理する。また、購入した店舗が無くなっている場合は、家電リサイクル法に基づき郵便局にて指定のリサイクル券購入後、指定取引場である協和運送有限会社 尾鷲倉庫（尾鷲市矢浜 4 丁目 1 番 10 号）に搬入する。

③ パソコンの処理について

本市から発生する廃パソコンについては、下記の 3 通りの処理処分方法にて行う。

I. 本市収集分別項目であるその他の日の「複合製品」として処分を行う。

※但し、パソコン類等は個人情報が含まれるものが多いため、事前に個人情報等のデータを消去して、漏洩を防ぐ措置を講じたうえで、指定場所、若しくは清掃工場に持ち込むようにする。

Ⅱ．「資源有効利用促進法」（ＰＣリサイクル法）に基づき下記のとおり適正に処理を行う。

購入した販売店に処理を依頼する。販売店が不明・現存していない場合は、各製造メーカーのパソコン処理受付窓口連絡し、メーカーの指示に従い処分をする。廃棄するパソコンのメーカーが不明・現存していない場合は、パソコン３Ｒ推進センターに連絡する。

詳しくは、一般社団法人 パソコン３Ｒ推進センター

(<https://www.pc3r.jp>)

Ⅲ．宅配を活用した無料回収処理

市の連携・協力事業者であるリネットジャパン株式会社が、宅配便による回収をおこなっています。プリンタなどの周辺機器も同時に回収をおこなっており、個人情報のデータ消去サービスもあります。

詳しくは、リネットジャパン株式会社 (<https://www.renet.jp>)

④ 緊急時における処理依頼について

処理施設が災害や事故等によって処理が困難な場合、若しくは処理能力を超える受入量が発生した場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定等により、県内の市町あるいは民間業者に処理を委託する。

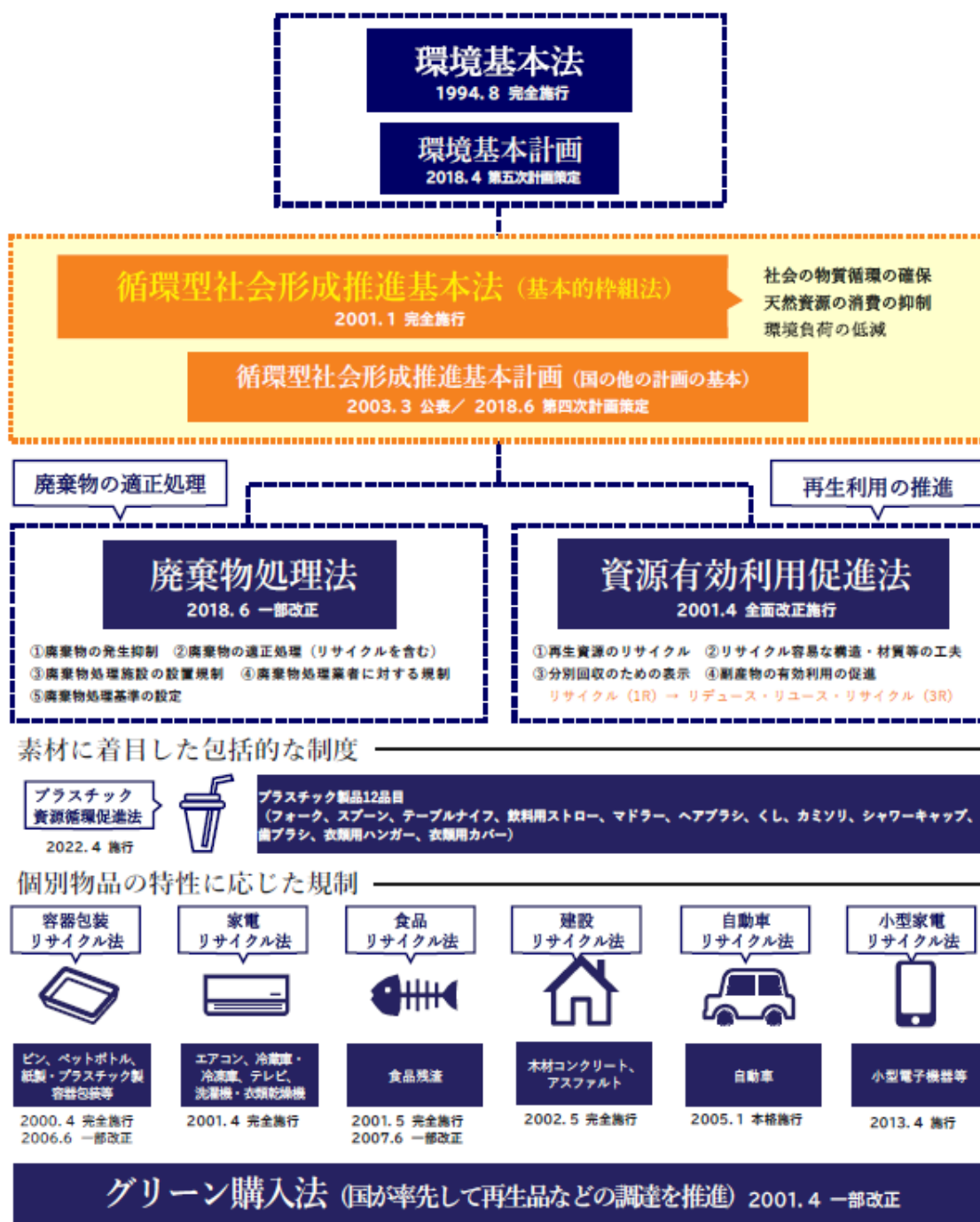
8 関係法令等の動向

(1) 廃棄物に関する法体系

主な廃棄物関連法制度の体系は、図 3.12 のとおりです。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画が策定されています。循環型社会のあるべき姿についてのイメージを揚げ、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他自治体が主体の取組の報告性が示されています。

図 3.12 循環型社会を形成するための法体系及び関連法整備状況



出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画」の一部追記

① 第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月）

環境基本法に基づく環境基本計画が平成 30 年 4 月に改定され、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、「環境・生命文明社会の」実現を目指すべきものとしている。また、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化し、あらゆる関係者と連携した上で、地方部の地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動を向上させていくことを示している。

② 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画が平成 30 年 6 月に改定され、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられている。

第四次循環型社会推進基本計画では、循環型社会形成のための指標及び数値目標が設定されており、この内、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に係る取組の進展に関する指標、目標を表 3.11 に示した。

表 3.11 第四次循環型社会推進基本計画における目標値

【数値目標】基準年度を 2000 年度、目標年度を 2025 年度とする

項目	目標値（目標年度：2025 年度）
1 人 1 日当たりのごみ排出量(※1)	約 850 グラム/人/日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量(※2)	約 440 グラム/人/日

※1：可燃ごみ・資源物を含む総量

※2：可燃ごみの量

③ 三重県循環型社会形成推進計画（平成 30 年 6 月）

循環型社会形成に向けた県の取組の成果を表す指標として、表 3.12 に示す目標数値を設定しています。第四期計画の一般廃棄物の数値目標（モニタリング指標）については、国の基本方針を踏まえるとともに、プラスチック対策及び食品ロス等対策といった社会的課題に取り組む内容となっています。

表 3.12 三重県循環型社会形成計画における目標値

【数値目標】基準年度を 2000 年度、目標年度を 2025 年度とする

項目	目標値（目標年度：2025 年度）
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 902 グラム/人/日
一般廃棄物の資源化率	27.3%
一般廃棄物の最終処分量	10,000 t

④ 尾鷲市廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月）

表 3.13 前計画の目標と直近実績値との比較

指 標	令和元年度 基準年度	令和 5 年度 計画推計値	令和 5 年度 実績値	達 成 状 況	比較結果
ごみ排出量 (g/人・日)	1,107.63 g	1,052.30 g	986.72 g	○	63.58 g/人・日減少
リサイクル率(	23.10%	22.50%	21.94%	×	0.56 ポイント減少
最終処分	119.0 t	107 t	115.7 t	×	8.7 t/年増加

⑤廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画が平成 30 年 6 月に改定され、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進していくことが示されている。

この中で示されている重点数値目標を表 3.13 に示した。

3.14 廃棄物処理施設整備計画における目標値

項目	目標値
ごみのリサイクル率	21%→27%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2017 年度の水準(20 年分)を維持
ごみ焼却施設の発電効率の平均値	19%→21%
廃棄物エネルギーの外部供給施設の割合	40%→46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	53%→70%
合併処理浄化槽の基数割合	62%→76%
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量	15 万 t -Co2→12 万 t -Co2

⑥環境保全及び土地利用関係法令等

ごみ処理施設等の整備に当たっては、その規模と内容に応じて「廃棄物処理法」をはじめ、表 3.15 に示す環境保全関係法令等の適用を受けることになる。

また、表 3.16 に示す土地利用関係法令等の適用を受けることになる。

表 3.15 環境保全関係法令(ごみ処理施設の場合)

法令名	適用範囲等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	処理能力が 1 日 5t 以上のごみ処理施設(焼却施設においては、1 時間当たり 200kg 以上または、火格子面積が 2m ² 以上)は本法の一般廃棄物処理施設に該当する。
大気汚染防止法	火格子面積が 2m ² 以上、または焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。
水質汚濁防止法	処理能力が 1 時間当たり 200kg 以上または、火格子面積が 2m ² 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合または河川、湖沼等公共用水域に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
振動規制法	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。
下水道法	1 時間当たり 200kg 以上または、火格子面積が 2m ² 以上の焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉で 1 時間当たり 50kg 以上または、火床面積 0.5m ² 以上の施設で、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出又はこれを含む汚水もしくは廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。
土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止したとき、健康被害が生ずる恐れがあるときは本法の適用を受けるが、清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しない。しかし、都道府県の条例で排水処理施設を有害物の「取り扱い」に該当するとの判断をして、条例を適用する場合がある。

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領を加工

表 3.16 土地利用関係法令

法令名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内でごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合。
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の設置、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領を加工

(2) 三重県の市町の動向

三重県の 29 市町における平成 30 年度の 1 人 1 日平均排出量は、表 3.17 に示すとおりで、多気町が最も多く 1,652 g / 人・日、尾鷲市は三重県内 29 市町中 5 番目に多くなっていたが、令和 4 年度では僅かながらではあるが前回を下回ることができている。

表 3.17 三重県各市町の動向

H30			
市町名	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	一人一日平均排出量 (g/人・日)
多気町	14,697	8,861	1,652
鳥羽市	18,616	9,699	1,427
紀北町	16,200	7,337	1,241
伊勢市	126,060	52,234	1,135
尾鷲市	17,974	6,902	1,052
志摩市	47,653	18,184	1,045
熊野市	17,145	6,432	1,028
津市	279,877	102,836	1,007
亀山市	49,684	18,121	999
南伊勢町	12,653	4,579	991
松阪市	164,777	58,568	974
四日市市	310,750	107,477	948
鈴鹿市	200,391	68,711	939
桑名市	142,603	48,505	932
大台町	9,430	3,169	921
明和町	23,192	7,509	887
大紀町	8,779	2,733	853
玉城町	15,590	4,853	853
度会町	8,295	2,473	817
紀宝町	11,059	3,235	801
菰野町	41,865	12,122	793
いなべ市	45,565	12,551	755
伊賀市	92,377	25,058	743
東員町	25,805	6,979	741
名張市	78,864	20,909	726
御浜町	8,588	2,217	707
木曽岬町	6,317	1,466	636
川越町	15,018	3,237	591
朝日町	10,909	2,102	528



R4			
市町名	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	一人一日平均排出量 (g/人・日)
鳥羽市	17,033	7,994	1,286
紀北町	14,534	6,502	1,226
志摩市	43,933	17,848	1,113
熊野市	15,800	6,267	1,087
伊勢市	122,137	47,108	1,057
尾鷲市	16,429	6,207	1,035
津市	272,881	96,473	969
南伊勢町	11,330	3,992	965
多気町	14,048	4,794	935
亀山市	49,292	16,575	921
松阪市	159,423	53,399	918
度会町	7,824	2,604	912
鈴鹿市	196,663	65,354	910
四日市市	310,113	102,117	902
桑名市	139,666	43,762	858
明和町	22,924	7,132	852
玉城町	15,225	4,611	830
いなべ市	44,875	13,400	818
大紀町	7,533	2,247	817
菰野町	41,324	12,224	810
紀宝町	10,459	3,060	802
大台町	8,621	2,513	799
伊賀市	87,544	24,801	776
御浜町	8,022	2,097	716
名張市	76,352	19,848	712
木曽岬町	6,024	1,397	635
東員町	25,898	5,989	634
川越町	15,545	3,351	591
朝日町	11,108	2,172	536

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査実績(H30・R4)

9 ごみ処理に係る基本方針及び課題の抽出

(※出典：三重県循環型社会形成推進計画 令和3年3月)

(1) ごみ処理の基本理念

循環型社会とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）及び③適正な処分の確保という手段・方法によって実現される、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減（目的）される社会のことをいう。

循環型社会を構築するためには、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考え方を改め、最初に廃棄物の発生を抑制（Reduce：リデュース）し、第二に廃棄物を再使用（Reuse：リユース）し、第三に廃棄物を再生利用（Recycle：リサイクル）し、第四に熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分するという優先順位を遵守する必要がある。この「3R」を、いかにして進めていくかが緊急の課題となっており、3Rを進めることが循環型社会づくりの基礎となるものである。

本市においても、「循環型社会の形成」を図るために、この「3R」の取り組みに更にレジ袋をもらわないなど、ごみとなるものの発生自体を抑止する（Refuse：リフューズ）、壊れても修繕して簡単に捨てない（Repair：リペアー）という2Rの取り組みを加えた「5R」を引き続き推進する。5Rの推進にあたっては、住民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとする。

(2) ごみ処理の基本方針

循環型社会の形成に向け、住民・事業者・行政が一体となって5Rの取り組みを推進するために、次の4つの基本方針に沿った施策を展開する。

表 3.18 ごみ処理の基本方針

基本方針	内 容
① 発生抑制の推進	ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し住民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的協力を強く働きかけていく。
② 排出抑制・資源分別収集の推進	発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、資源ごみ収集、店頭回収、法定リサイクル等の資源分別収集を推進していく。
③ 環境にやさしい循環型処理の推進	ごみとして排出されたものについては、中間処理施設でリサイクルを前提とした「循環型処理」を行うとともに、ダイオキシン類対策をはじめ環境にやさしい処理システムを構築していくため、広域処理体制を構築していく。
④ 住民・事業者・行政の連携・協力	住民・事業者・行政がごみに関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして連携・協力してごみ減量化に取り組んでいく。

（３）発生・排出抑制の推進（３Ｒ）

各主体のごみ減量化に向けた取組などにより、廃棄物の排出量は減少傾向にあるが、より一層の発生・排出抑制を進めることが必要である。

本市においては、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる家庭ごみの有料化制度を導入した結果、導入前に比べて減少している状況である。

また、事業系ごみについては、ごみ分別が徹底されていないなどの課題がある。

（４）循環的利用の推進（廃棄物の資源化の推進）

家庭から排出される生ごみや廃食用油などの未利用資源の再生利用の取組や、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）の施行に対応した地域における事業者の食品廃棄物などの再生利用についても一層の取組が求められる。

また、循環型社会の構築に向けては、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が成立したことをはじめとして、容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法や国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）などが成立し、排出者責任のみならず、拡大生産者責任の考え方のもとリサイクルの取組が推進されていることや、廃プラスチックの処理に関しても、令和 4 年 4 月に施行された「プラスチック資源循環法」によち、従来、熱回収（サーマルリサイクル）が主流となっていた処理が、プラスチックの原材料に戻したのちプラスチック製品の再商品化（マテリアルリサイクル）を推進する流れになっており、実用可能な先進的な技術を有する事業者との体制構築を図るなど、引き続き廃棄物処理法、各種リサイクル法や三重県リサイクル製品利用推進条例等の的確な運用をはかるとともに、３Ｒをより推進するためにも、拡大生産者責任の考え方を取り入れた取組や制度の拡充が求められる。

（５）少子高齢化など諸課題への対応

人口・少子高齢化が進むなか、市町ごみ処理事業についても住民ニーズの変化への適応が求められます。これか将来を見据えて市町のごみ処理体制が構築されるよう、課題の解決を、必要とされることから、支援が必要な高齢者等へのごみ出し支援や有料袋や紙おむつ等の無料配布などをおこなっていますが、それ以外の支援等を模索し、順次取り組みます。

(6) 不法投棄対策として（野焼きも含む）

本市では不法投棄パトロール員を設置し三重県紀北地域活性化局環境室及び尾鷲警察署と連携を密にとり、不法投棄対策に努める。また、法律上、投棄者が特定されない場合は土地の所有者が処分することになるため、不法投棄対策（再発防止の為）を土地の所有者とも協議を行う。

不法投棄を発見した場合の連絡先は

○尾鷲市環境課廃棄物係
Tel 22-0605
Fax 23-1700

○三重県紀北地域活性化局環境室
Tel 23-3469
Fax 23-2130

○尾鷲警察署
Tel 25-0110

注）通報を受けても不法投棄者を特定する必要があるために、直ちに撤去ができない場合がある。

(7) 一般廃棄物の広域的な処理の推進

尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町（以下「5市町」という。）は、自施設の老朽化や県のRDF発電事業の廃止により、可燃ごみ処理を広域化して、新たなごみ処理施設を整備することを目指している。

平成31年4月には「東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会」を設置し、施設整備基本構想などを策定するなど一部事務組合設立に向けて協議を進め、令和3年4月1日に「東紀州環境施設組合」を設立し、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画の策定や生活環境影響調査等を経て、令和10年度の供用開始を目標に整備を進めており、一刻も早い施設整備に向けて取り組んでいるところである。

(8) 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

人口減少や高齢化等が進む中で、本市の財政状況は苦しくなっており、ごみ処理事業に係る経費削減が求められている。

こうしたことから、本市においては住民や事業者等との相互理解や連携を深めるとともに引き続き生活環境の保全上、支障が生じないように収集・運搬し衛生的に処分、再生を進めることが求められる。

また、一般廃棄物の適正で合理的な処理体制を確保するため、より効果的・効率的なごみ処理システムとなるような取組が必要である。

(9) 災害廃棄物等の適切な処理体制の構築

東海地震、東南海地震、南海地震などの大規模災害が発生した場合、本市だけで適切な処理を行うことは困難であり、災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するためには、広域的な応援体制を構築していくことが必要不可欠である。

災害廃棄物の処理に関する広域的な応援体制の整備として、県では市町等や関係団体(一般財団法人三重県環境保全事業団、一般社団法人三重県産業廃棄物協会、三重県環境整備事業協同組合)と協議し、災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定など、又、大栄環境株式会社と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」を令和 3 年 5 月に締結し、災害時における複数の協定等を締結している。

本市においては、平成 28 年 3 月に環境省の災害廃棄物対策指針に基づいて「尾鷲市災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害発生時に想定される被害やその対応について検討・整理を行い、災害廃棄物の適切かつ迅速な処理を目指している。

(1 0) 計画目標年次

本計画は、長期的視点に立脚した検討が必要であることから、「ごみ処理基本計画策定指針」平成 28 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課」に基づき、本計画の目標年次を 10 年後の令和 16 年度とし、今後 10 年間のごみ処理に関する基本施策を設定するものとする。同時に、本計画は概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うものとする。

計画対象区域：尾鷲市全域

計画期間：令和 7 年度～令和 16 年度

計画目標年次：令和 11 年度

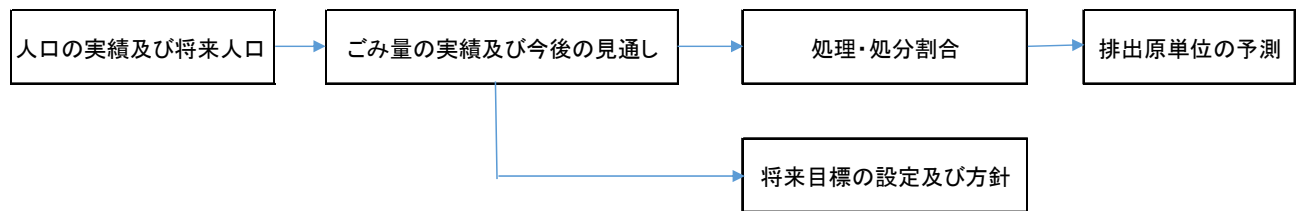
第2節 ごみ排出量及び処理・処分量の予測（推計）について

1 予測方法

将来のごみ排出量及び処理処分量の予測手順を図 3.13 に示す。

ごみ排出量の予測は、過去5年間のからの排出量より今後の排出量の見通しを推計し、排出原単位については、第7次尾鷲市総合計画の将来人口を乗じて算出した。また、更なるごみ減量化を目指し、今後の目標値を設定する。

図 3.13 将来ごみ量の予測手順



2 人口の予測

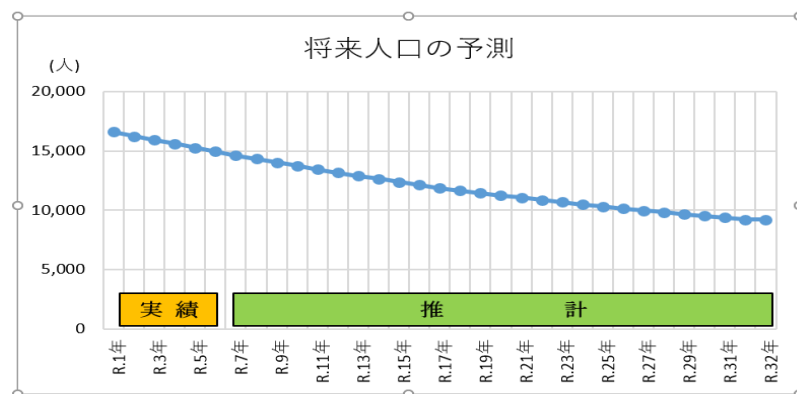
将来人口については、第7次尾鷲市総合計画の将来人口の見通しを使用した。公表値は5年毎の推計値のみであるため、非公表の年度については直線式によって補完し、将来人口は令和5年度の住民基本台帳と国勢調査の人口差を用いた補整を行っている。

計画収集人口は、令和年度では14,946人であるが、以後は減少傾向を示し、令和12年度では12,900人と予測している。その後も減少を続け、令和22年度には10,503人まで減少する見込みである。

表 3.21 人口の将来予測

年 度	人口予測	
令和 5年度	14,946	実績
令和 7年度	14,327	推計
令和12年度	12,900	推計
令和17年度	11,673	推計
令和22年度	10,503	推計

図 3.14 人口の将来予測

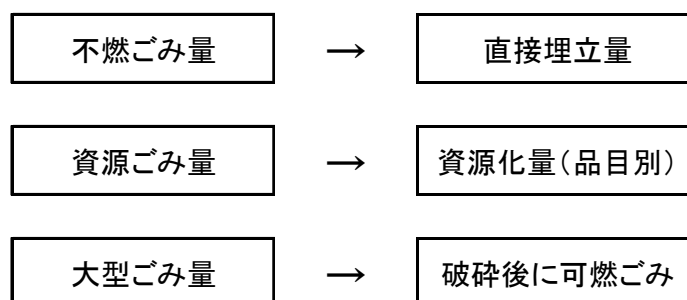


3 ごみ排出量及び処理・処分量の予測

(1) 処理・処分量の見通しについて

本市の処理処分量についての考え方は図 3.15 のとおりで、焼却量は可燃ごみと破碎後の大型ごみの合計となる。

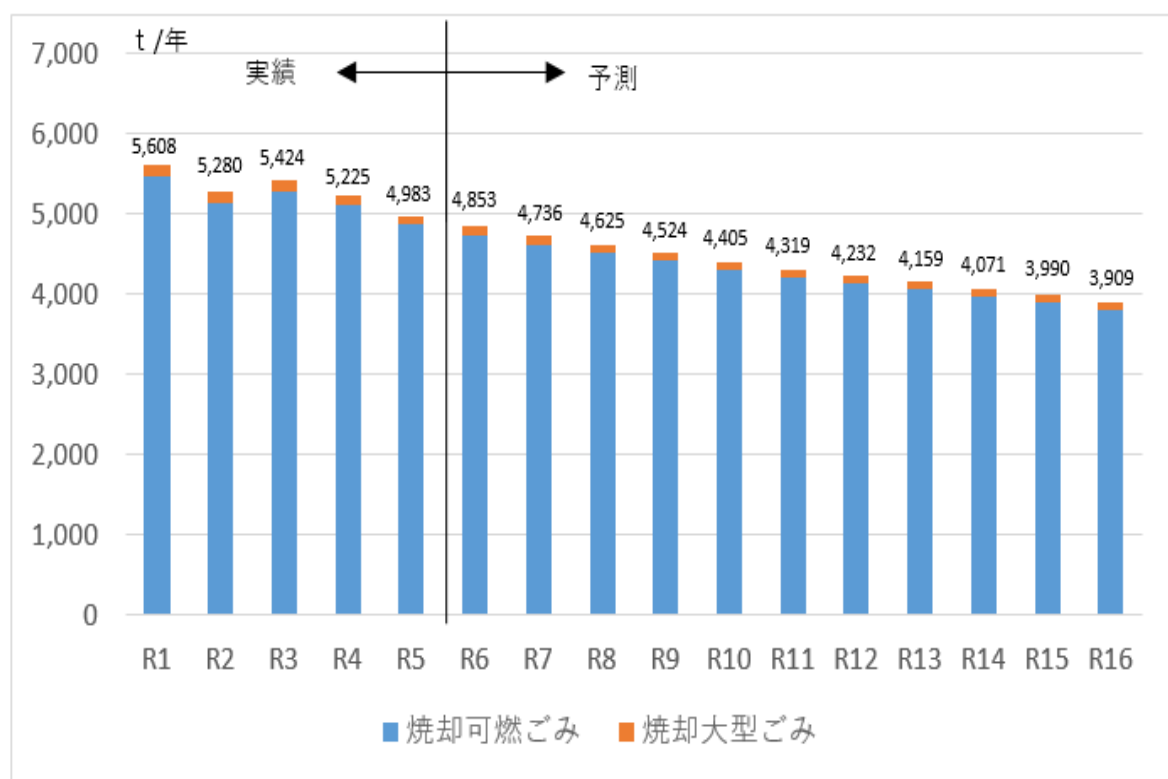
図 3.15 資源化物及び最終処分処理処分量予測



① 焼却量の見通し

焼却量は、可燃ごみと破碎後の大型ごみの合計であり、その将来の見通しは図 3.16 のとおりで減少傾向となっている。

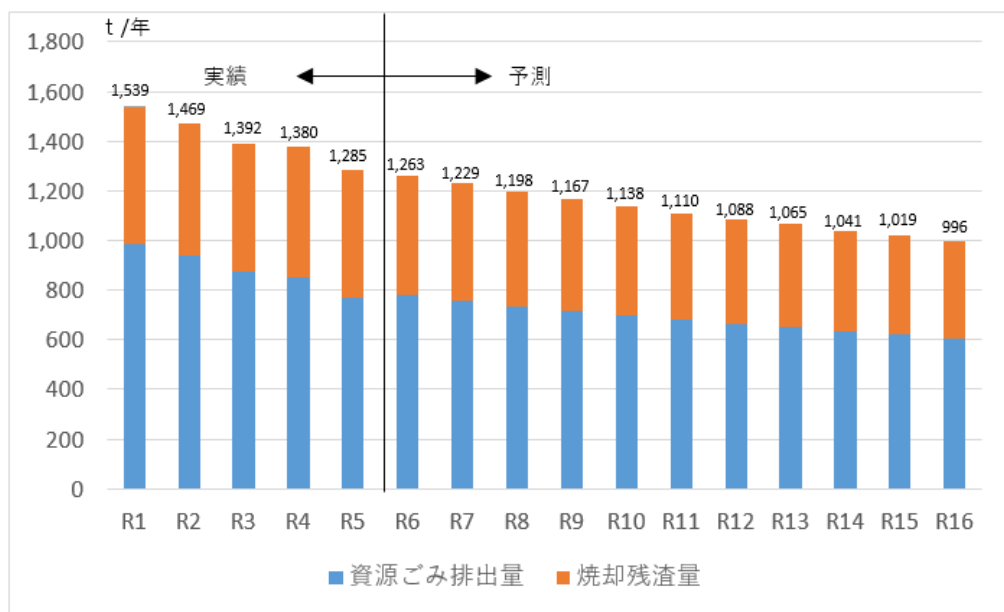
図 3.16 焼却量の見通し



② 資源化量の見通し

資源化量は、資源ごみ排出量と焼却残渣量の合計で、その見通しは図 3. 17 に示すとおりで減少傾向となっている。

図 3. 1 7 資源化量の見通し



③ 最終処分量の見通し

最終処分量の見通しは、図 3. 18 に示すとおりで、減少傾向となっている。

図 3. 1 8 最終処分量の見通し

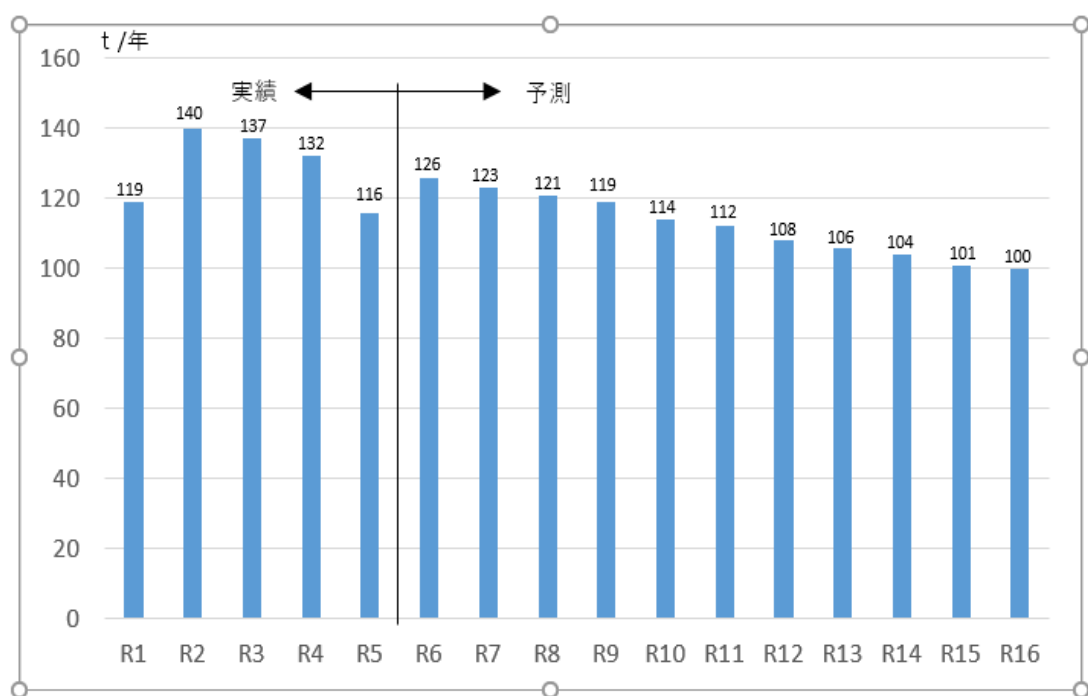


表 3.2.2 処理処分量の予測

< 焼却量 >

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口	16,252	15,926	15,599	15,273	14,946	14,620	14,327	14,034	13,742	13,449
可燃ごみ	5,145	5,293	5,115	4,869	4,740	4,626	4,517	4,419	4,302	4,218
大型ごみ	135	131	110	114	113	110	108	105	103	101
焼却ごみ量	5,280	5,424	5,225	4,983	4,853	4,736	4,625	4,524	4,405	4,319

< 資源化量 >

品目区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ビン類	106.82	99.86	87.10	79.87	85.05	82.82	80.90	79.04	77.19	75.45
無色ビン	48.52	38.65	40.21	37.08	39.48	38.45	37.56	36.69	35.84	35.03
茶色ビン	42.82	42.09	29.51	31.71	33.77	32.88	32.12	31.38	30.65	29.96
その他ビン	15.48	19.12	17.38	11.08	11.80	11.49	11.22	10.97	10.70	10.46
缶類	53.35	49.78	45.69	44.29	44.35	43.17	42.20	41.24	40.33	39.37
飲料缶	32.83	31.32	29.46	28.52	28.56	27.80	27.17	26.56	25.97	25.35
空き缶	20.52	18.46	16.23	15.77	15.79	15.37	15.03	14.68	14.36	14.02
金属類	98.44	84.45	84.04	81.70	80.25	78.23	76.45	74.74	73.03	71.38
金属	77.60	64.09	61.64	58.49	57.45	56.01	54.73	53.51	52.28	51.10
その他金属	14.65	13.42	17.05	16.86	16.56	16.15	15.78	15.42	15.07	14.73
アルミ	6.19	6.94	5.35	6.35	6.24	6.07	5.94	5.81	5.68	5.55
廃家電製品等	148.70	141.00	136.33	107.16	122.69	119.69	117.03	114.49	111.95	109.42
自転車	5.40	3.59	2.72	2.13	2.44	2.38	2.33	2.28	2.23	2.17
家電コード類	1.17	1.16	1.01	1.00	1.15	1.12	1.09	1.07	1.05	1.02
複合製品	142.13	136.25	132.60	104.03	119.10	116.19	113.61	111.14	108.67	106.23
紙・段ボール・その他紙	307.43	291.23	278.97	244.14	243.52	233.20	224.34	216.22	208.66	201.51
新聞紙	60.72	58.48	54.43	43.18	43.07	41.25	39.68	38.24	36.90	35.64
段ボール	109.66	107.98	106.21	96.13	95.89	91.83	88.34	85.13	82.15	79.34
その他紙	137.05	124.77	118.33	104.83	104.56	100.12	96.32	92.85	89.61	86.53
繊維類	72.59	63.26	68.16	65.60	62.24	60.62	59.25	57.88	56.53	55.22
衣類	32.90	29.11	30.21	22.28	21.14	20.59	20.12	19.66	19.20	18.75
繊維(布団)	39.69	34.15	37.95	43.32	41.10	40.03	39.13	38.22	37.33	36.47
発泡スチロール	1.76	0.42	0.77	1.08	1.04	1.01	0.99	0.97	0.95	0.93
発泡スチロール	1.76	0.42	0.77	1.08	1.04	1.01	0.99	0.97	0.95	0.93
紙パック	4.48	3.16	3.55	3.84	3.22	3.04	2.93	2.82	2.71	2.60
紙パック	4.48	3.16	3.55	3.84	3.22	3.04	2.93	2.82	2.71	2.60
ペットボトル	27.53	27.63	33.22	28.37	27.88	27.27	26.72	26.18	25.63	25.08
ペットボトル	27.53	27.63	33.22	28.37	27.88	27.27	26.72	26.18	25.63	25.08
白色トレイ	0.94	0.42	0.86	0.64	0.60	0.59	0.58	0.56	0.55	0.54
白色トレイ	0.94	0.42	0.86	0.64	0.60	0.59	0.58	0.56	0.55	0.54
資源プラスチック類	110.44	107.01	102.84	102.81	99.94	97.71	95.70	93.74	91.74	89.78
資源プラ	110.44	107.01	102.84	102.81	99.94	97.71	95.70	93.74	91.74	89.78
有害ごみ	7.36	8.14	8.40	7.98	7.80	7.68	7.53	7.43	7.27	7.12
乾電池	5.79	5.25	5.88	5.46	5.34	5.25	5.15	5.08	4.97	4.87
蛍光管	1.57	2.89	2.52	2.52	2.46	2.43	2.38	2.35	2.30	2.25
焼却残渣	529.00	516.00	530.00	518.00	485.00	474.00	463.00	452.00	441.00	432.00
焼却残渣	529.00	516.00	530.00	518.00	485.00	474.00	463.00	452.00	441.00	432.00
小 計	1,468.84	1,392.36	1,379.93	1,285.48	1,263.58	1,229.03	1,197.62	1,167.31	1,137.54	1,100.40
最終処分量	不燃ごみ	140.01	137.44	131.50	115.70	125.80	123.43	121.27	118.99	116.72
ガラス・陶磁器類	140.01	137.44	131.50	115.70	125.80	123.43	121.27	118.99	116.72	114.33
合 計	1608.85	1529.80	1511.43	1401.18	1389.38	1352.46	1318.89	1286.30	1254.26	1214.73

< 1人1日当たりの排出量 > (上記処理量 ÷ (各人口 × 365 日) × 1,000,000 (t から g への変換値))

排出量からの処理区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
A 可燃処理量 (g/人・日)	890.09	933.08	917.69	893.87	889.60	887.51	884.43	883.18	878.22	879.83
B 資源処理量 (g/人・日)	158.46	150.70	149.29	137.59	142.61	141.48	140.55	139.58	139.36	138.73
C 最終処分量 (g/人・日)	72.65	69.42	68.95	63.61	71.02	71.40	71.84	72.06	71.11	71.03
D 計 (g/人・日)	1,121.20	1,153.20	1,135.93	1,095.07	1,103.23	1,100.39	1,096.82	1,094.82	1,088.69	1,089.59

4 目標の設定

(1) 可燃ごみ排出量の削減目標

本市のごみ排出量は、現状（令和 5 年度）で 6,383t/年（可燃ごみ 4,983t/年、資源ごみ 1,411t/年）であり、予測値においては令和 11 年度に 5,544 t /年（可燃ごみ 4,319t/年、資源ごみ 1,225 t/年）となっている。現状のまま推移すれば、人口減少による影響も併せてごみ排出量は約 13%削減されることになる。

また、本市では平成 25 年度から有料化を導入し、導入前（平成 24 年度）のごみ排出量 9,012t/年が、導入時（平成 25 年度）には 7,210t/年と約 20%削減されている。

令和 5 年度で既に 894g/人日と目標を達成しており、目標年次の令和 11 年度にはさらに 880g/人日まで削減される見込みである。

現在、東紀州 5 市町による広域ごみ処理施設整備が進められており、稼働後の財政負担を軽減させる意味でも、排出量を削減することは喫緊の課題であることから、目標年次である令和 16 年度には、令和 5 年度の 894 g /人日から約 5%減の 850 g /人日を目標とする。

◆資源ごみ排出量の削減目標値<目標年次：令和 16 年度>
【可燃ごみ排出量】 880 g /人日

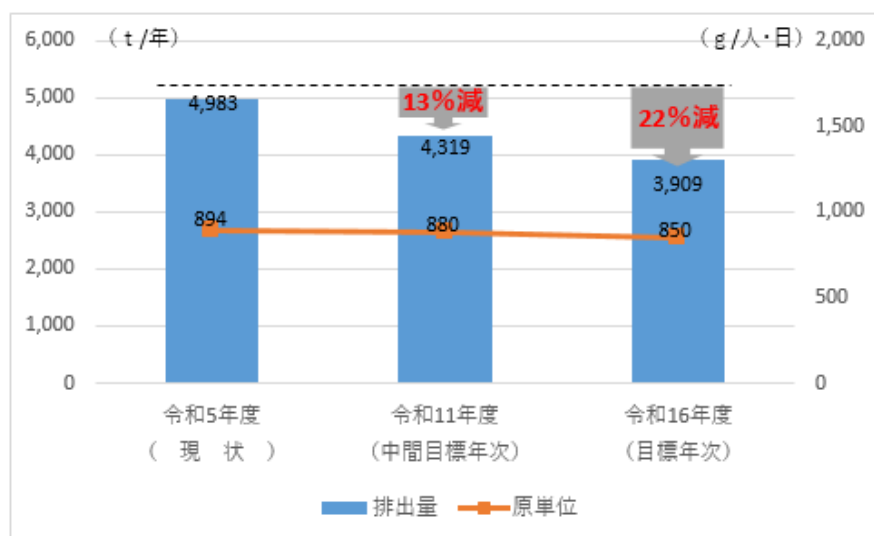


図 3.19 可燃ごみ排出量の削減目標

（２）資源ごみ排出量の削減目標

本市の資源化物の排出量は令和５年度では 1,285 t であり、資源化率は 20.1% となっており、令和 11 年度の推計値においても人口減少から排出量も右肩下がりとなりますが、資源化率は横ばいを推移することが予想されている為、令和 16 年度では資源化率の目標値を 22% と設定する。

◆資源化率の目標：目標年次の令和 16 年度で 22% とする。

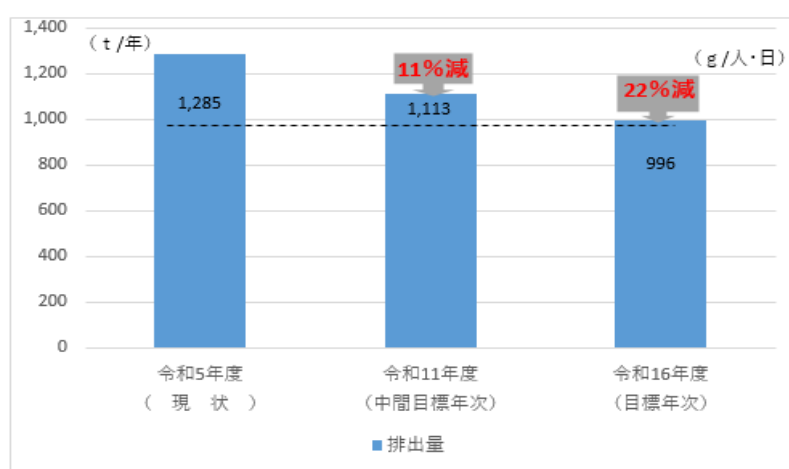


図 3.20 資源化物排出量の目標

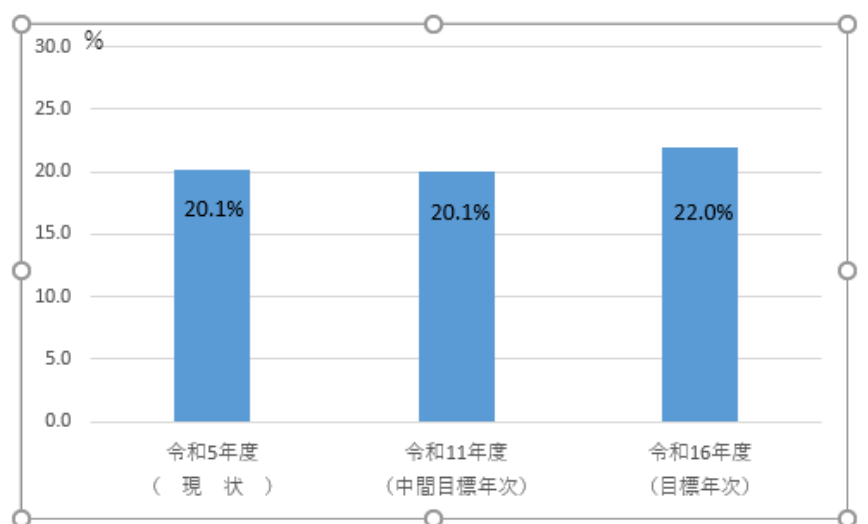


図 3.21 リサイクル率の目標

（３）最終処分量の削減目標

本市の最終処分量は、現状で 116 t /年であり、予測結果において令和 11 年度で 112 t /年となっている。最終処分（埋立て処分）となる項目は、ガラス・陶磁器類のみとなっており、家庭や事業所においても、再利用および再使用は困難とは思われるが、さらなる最終処分量の低減を図ることを目標とする。

◆最終処分量の削減目標：目標年次の令和 16 年度で 110 t /年とする。

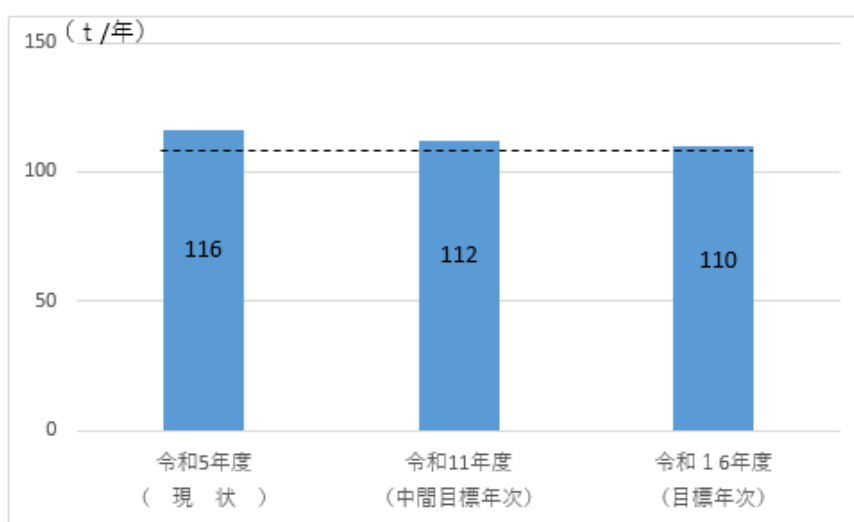


図 3.22 最終処分量の削減目標

5 目標達成のための役割・方策

先に定めた減量化目標を達成するために、行政（市）、住民及び事業者が各々果たすべき役割、方策を以下に示す。

（１）市の役割、方策

- ごみ処理経費を抑制するためには、受益者負担の原則を明確にしていく必要がある。そのため、本市では家庭系ごみの有料化を実施するとともに、事業系ごみ処理料金の適正化をはかり、個人及び事業者による排出抑制を行うとともに再生利用を促進する。
- 家庭系生ごみ処理機などの普及を図り、可燃ごみの減量化を促進する。
- 高齢者や子どもにも分別の仕方が分かるようなごみ分別一覧冊子を作成し、市民に配布するとともに、市広報、ホームページ、エリアワンセグにて周知を図る。
- ごみの分別説明会や施設見学、分別体験などを通してリサイクルの必要性について市民の理解を深め、家庭から出るごみの分別の徹底を図る。学校や地域団体のごみ処理施設見学会や学習会、地区単位でのごみ分別説明会の開催などを実施し、ごみの排出状況・処理状況の理解を深める。
- 全市民に対して、ごみ収集カレンダー・資源ごみ分別チラシの配布を行う等して、分別ルールの徹底を図る。
- スーパーマーケット等の小売店に対し、リターナブルビン・トレイ・ペットボトル等の回収の協力をお願いする。
- 「ごみとなるものはなるべくもらわない」といった意識の普及・啓発を推進するとともに、市内事業者の協力を得ながら「過剰包装の抑制」等に向けた取り組みを進める。
- 食品ロスを削減するため、効果的な推進を図る。
- 令和４年４月に施行された「プラスチック資源循環法」に伴い、使用済みのプラスチック類を効率よく回収した後、再び新たなプラスチック製品の原材料とする持続可能な循環型社会の構築を促す。

（２）市民の役割、方策

- 日常生活の中で常に３Ｒを意識しごみの発生抑制に努める。（過剰包装の辞退等）
- ごみカレンダーや分別冊子等を見て正しいごみの出し方を心掛ける。
- 地域ぐるみでごみの出し方などのマナーを向上させ、ごみ集積所の適正管理に努める。
- 市民一人ひとりが３Ｒ運動に取り組み、ごみの排出をできるだけ抑えるとともに、資源ごみの分別を促進し、資源循環型社会を構築に寄与していく必要がある。

（３）事業者の役割、方策

- 過剰包装をなくすなどごみの発生抑制に努め、環境に負荷をかけない活動に取り組む。
- 排出事業者による排出抑制や再生利用の促進するなどに取り組む。
- 食品廃棄物の排出抑制に取り組む。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水の状況

(1) 生活排水処理人口の実績

現在、本市では合併処理浄化槽設置の普及促進による生活排水処理を進めている。表4.1に示すように、令和元年度末現在において、計画処理区域内人口15,273人のうち7,742人については、生活排水処理がなされており、生活排水処理率は50.7%となっている。

表 4.1 生活排水処理形態別人口の実績

区分・年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 計画処理区域内人口	15,926	15,599	15,273
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	7,155	7,593	7,742
水洗化・生活雑排水処理率	32.9%	36.2%	39.4%
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	7,155	7,593	7,742
(3) 下水道	0	0	0
(4) 漁業集落排水施設	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	5,525	5,064	4,893
4. 非水洗化人口	3,246	2,942	2,638
(1) 計画収集人口	3,246	2,942	2,638
(2) 自家処理人口	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

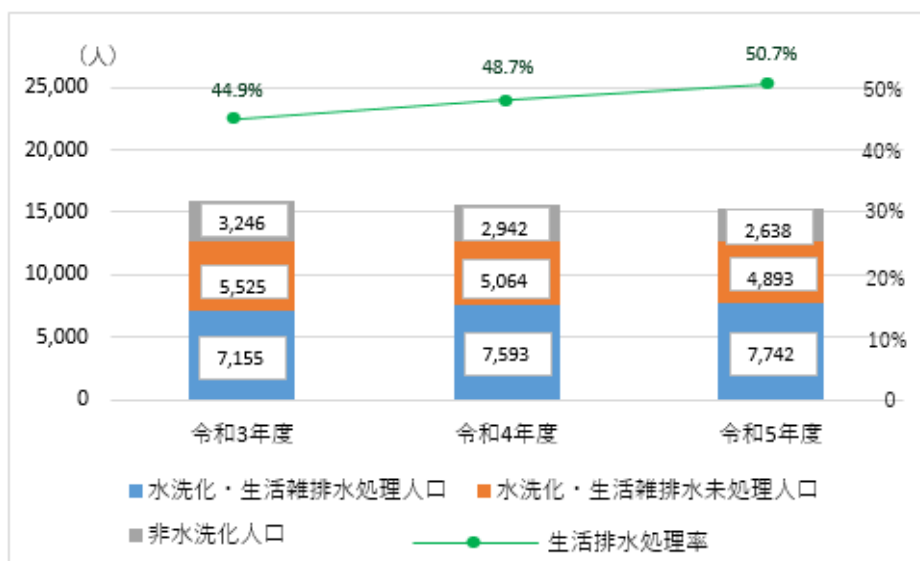


図 4.1 生活排水処理形態別人口の実績

（２）合併処理浄化槽の整備状況

本市における合併処理浄化槽設置整備事業補助金の概要及び補助実績を表 4.2 に示す。

合併処理浄化槽設置事業概要

【対 象 者】 専用住宅（延床面積の 2 分の 1 以上居住の用に供するための建物）に合併処理浄化槽を設置しようとする者。

【対 象 地 域】 尾鷲市全域

【対象となる浄化槽】 環境省国庫補助指針適合品で、処理対象人員 10 人以下のもの

【補 助 金 額】

新築補助金の限度額

設置規模	補助金額
5 人槽	168,000 円
7 人槽	207,000 円
10 人槽	276,000 円

転換上乗せ補助金の限度額

設置規模	補助金額
5 人槽	332,000 円
7 人槽	414,000 円
10 人槽	548,000 円

区分	撤去費用	配管費
単独処理浄化槽→合併処理浄化槽	上限 90,000 円	上限 150,000 円
汲取便槽→合併処理浄化槽	上限 90,000 円	上限 150,000 円

表 4.2 合併処理浄化槽の補助実績

単位：基数・円

年度	5 人槽	7 人槽	10 人槽	計	補助金
令和元年度	32	0	0	32	11,284,000
令和2年度	41	2	0	43	15,940,000
令和3年度	30	1	0	31	11,124,000
令和4年度	34	0	0	34	12,158,000
令和5年度	22	2	0	24	8,236,000

2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績

本市の過去3年間におけるし尿・浄化槽汚泥収集量は、表4.3に示すようにし尿量は減少、浄化槽汚泥量は増加傾向にあり、令和5年度においては総量14,081kL/年のうち、浄化槽汚泥量が10,880kL/年と約77.3%を占めている。

1人1日平均排出量（以下「原単位」という。）は、し尿が令和5年度で3.32L/人・日、浄化槽汚泥が2.36L/人・日となっている。

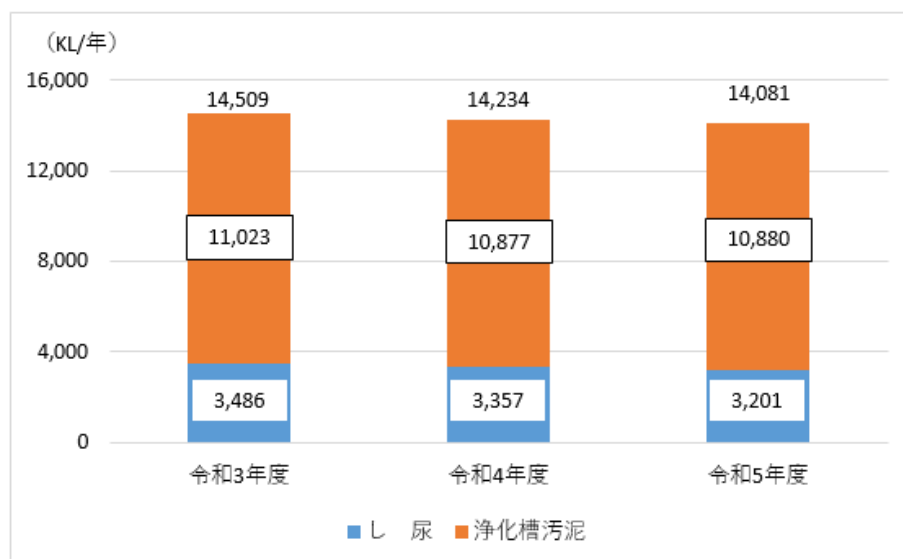
表 4.3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

区分・年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集人口 (人)	し 尿	3,246	2,942	2,638
	浄化槽	12,680	12,657	12,635
収集量 (kL/年)	し 尿	3,486	3,357	3,201
	浄化槽汚泥	11,023	10,877	10,880
	計	14,509	14,234	14,081
原単位 (L/人・日)	し 尿	2.94	3.13	3.32
	浄化槽汚泥	2.38	2.35	2.36

※浄化槽人口は、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口の合算値

※浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥の合算値

図 4.2 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績



(2) し尿・浄化槽汚泥の収集・処理体制

本市におけるし尿は直営で収集・運搬作業を行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者により行われている。

収集・運搬体制を表 4.4 に示し、処理施設の概要を表 4.5 に示す。

表 4.4 収集・運搬体制

区分	体制	業者数	車種	台数	作業人数
汲み取りし尿	直営	－	バキューム車	4台	6人
浄化槽汚泥	許可	4社	バキューム車	11台	－

表 4.5 尾鷲市クリーンセンターの概要

施設名称	尾鷲市クリーンセンター
事業主体	尾鷲市
所在地	三重県尾鷲市大字南浦字真砂福松2562-8
処理能力	し尿処理：50KL/日 (生し尿：15KL /日、浄化槽汚泥：35KL/日)
建設年度	着工：平成16年9月 竣工：平成18年12月
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理

第2節 生活排水処理計画

1 基本方針及び処理主体

(1) 生活排水処理に係る理念・目標

生活排水処理に関し、合併処理浄化槽の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るものとする。

また、し尿・浄化槽汚泥の処理にあたっては、適正処理を推進していくとともに汚泥等の有効利用を推進していくものとする。

(2) 処理主体

生活排水の処理主体を表4.6に示すとおりとする。

表 4.6 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処 理 主 体	
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等	
単独処理浄化槽	し 尿	個人等	

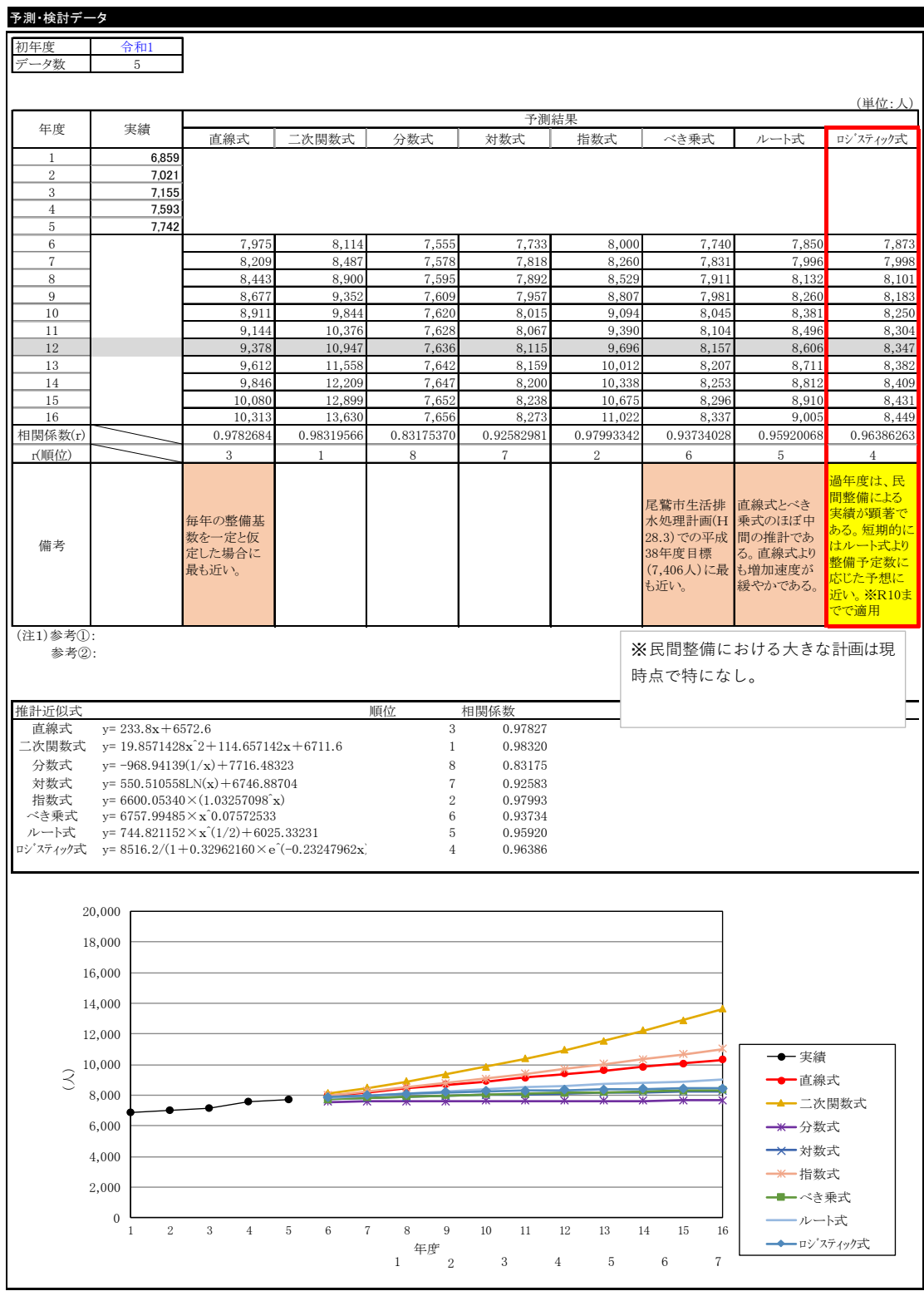
処理施設の種類	生活排水の種類	処 理 主 体	
		収集・運搬	中間処理
し尿処理施設	し 尿	直営	尾鷲市クリーンセンター
	浄化槽汚泥	許可業者	

2 生活排水処理形態別人口の予測

(1) 合併処理浄化槽人口について

本市の合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、過去5年間の傾向を基にトレンド推計を行うと表4.7のとおりとなる。予測方式としては、計画目標年度に中間の値となり、緩やかな増加傾向となっている「ロジスティック式」を採用した。

表 4.7 合併処理浄化槽人口のトレンド予測結果



(2) 生活排水（合併浄化槽）処理・単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口について
生活排水処理施設整備計画により、合併処理浄化槽の設置が進められると考えられることから、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口は減少し、本市の生活排水処理率は増加する予測となっており、令和16年度に生活排水処理率は69.6%となると予測される。

表 4.8 生活排水（合併浄化槽）処理・単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口の予測

年度			水洗化・生活雑排水処理人口			単独浄化槽	非水洗化人口	
			合併処理浄化槽（市町村設置型）				し尿収集人口	自家処理人口
			行政区域内人口	普及率	水洗化人口			
実績	令和3年	2014	15,926	44.9%	7,155	5,525	3,246	0
	令和4年	2015	15,599	48.7%	7,593	5,064	2,942	0
	令和5年	2016	15,273	50.7%	7,742	4,893	2,638	0
予測	令和6年	2024	14,946	52.7%	7,873	4,614	2,459	0
	令和7年	2025	14,620	54.7%	7,998	4,346	2,276	0
	令和8年	2026	14,327	56.5%	8,101	4,110	2,116	0
	令和9年	2027	14,034	58.3%	8,183	3,880	1,971	0
	令和10年	2028	13,742	60.0%	8,250	3,657	1,835	0
	令和11年	2029	13,449	61.7%	8,304	3,439	1,706	0
	令和12年	2030	13,156	63.4%	8,347	3,224	1,585	0
	令和13年	2031	12,900	65.0%	8,382	3,107	1,411	0
	令和14年	2032	12,645	66.5%	8,409	2,995	1,241	0
	令和15年	2033	12,389	68.1%	8,431	2,887	1,071	0
	令和16年	2034	12,134	69.6%	8,449	2,783	902	0
予測根拠			①	②		④	⑤	⑥
			基本構想推計	③÷①	ロジスティック式	令和5年度の単独浄化槽人口とし尿収集人口の比で按分		

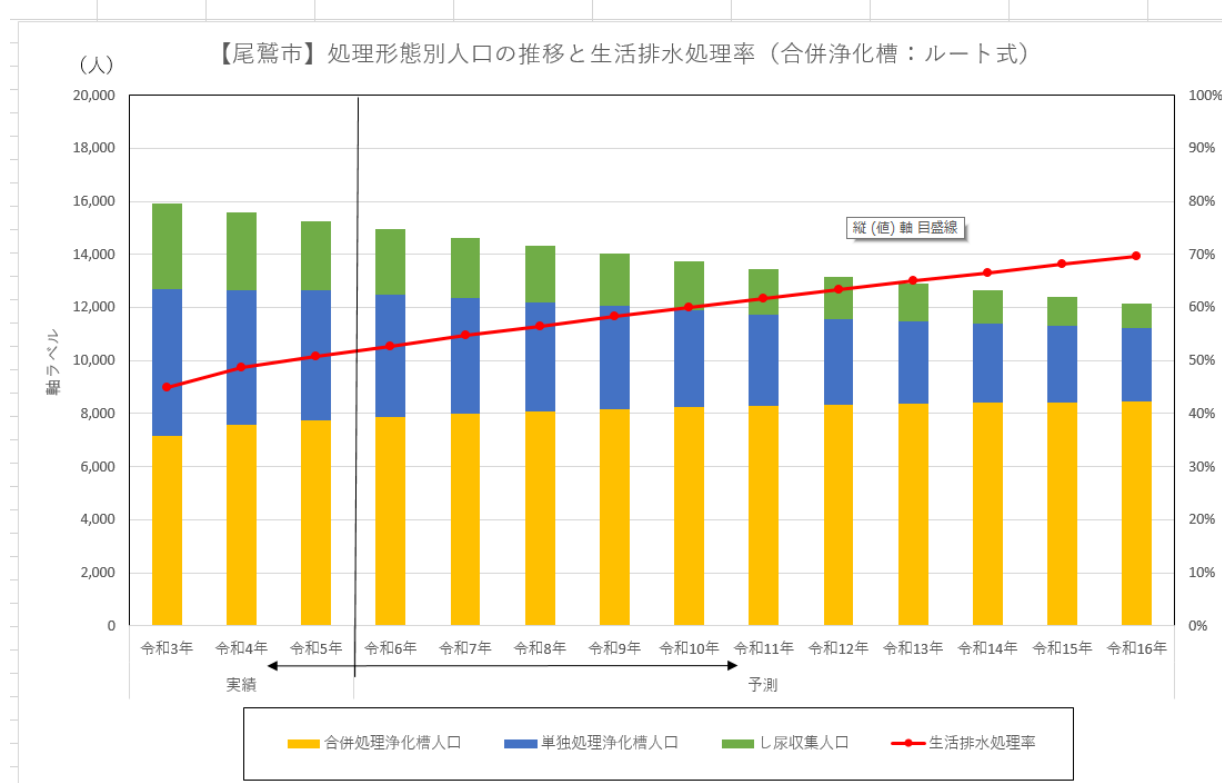


図 4.3 生活排水処理・単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口の予測

3 し尿・浄化槽汚泥量の予測

本市の過去3年間におけるし尿・浄化槽汚泥の実績は、表4.9に示すとおりである。

浄化槽汚泥量は、合併処理浄化槽汚泥量と単独処理浄化槽汚泥量とに区分されていないが、し尿処理施設構造指針解説において、標準原単位として、合併浄化槽汚泥原単位が1.2ℓ/人・日、単独処理浄化槽汚泥原単位が0.75 ℓ/人・日とされていることから、合併処理浄化槽汚泥原単位と単独処理浄化槽汚泥原単位の比率を1.2:0.75と設定し、それぞれの原単位を求めた。

将来の原単位について、し尿及び単独処理浄化槽については増加傾向であり、合併処理浄化槽では減少傾向であるため、直近の令和元年度の値を適用するものとした。

し尿・浄化槽汚泥量の予測結果は、次頁の表4.10及び図4.4に示すとおりである。

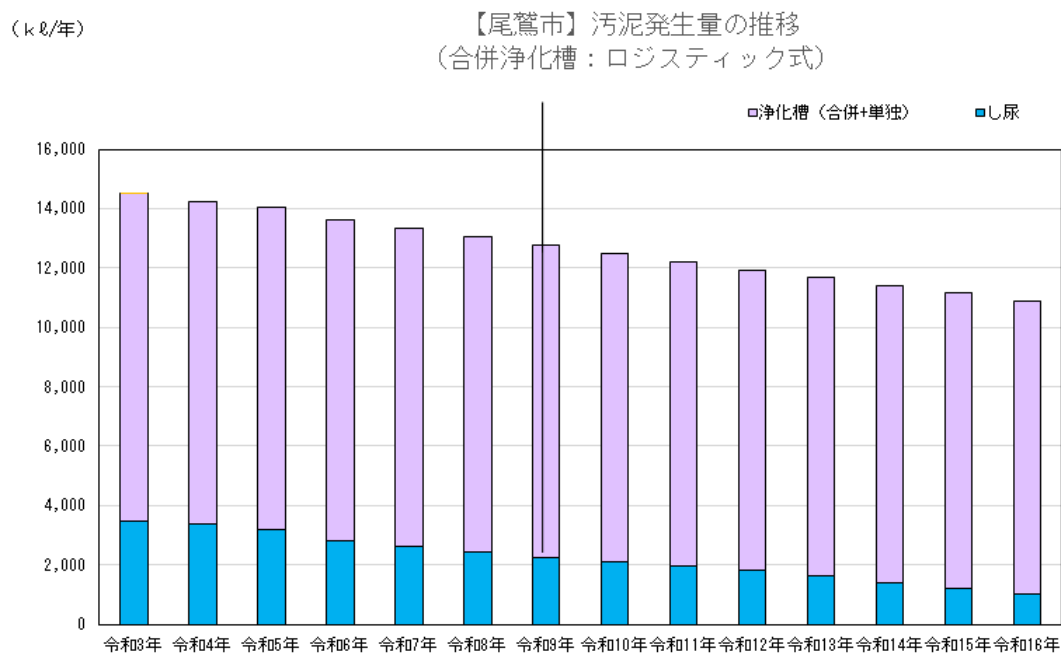
表 4.9 し尿・浄化槽汚泥量の実績及び将来値

区分／年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
収集人口(人)	し 尿	3,246	2,942	2,638	
	合併処理浄化槽	7,155	7,593	7,742	
	単独処理浄化槽	5,525	5,064	4,893	
	浄 化 槽 計	12,680	12,657	12,635	
収集量(kℓ/年)	し 尿	3,483	3,361	3,197	
	浄化槽汚泥	11,025	10,884	10,848	
	計	14,508	14,245	14,045	将来値
原単位 (ℓ/人・日)	し 尿	2.94	3.13	3.32	3.13
	合併処理浄化槽	2.60	2.42	2.36	2.46
	単独処理浄化槽	2.10	2.26	2.34	2.23
注) 単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は、以下の方法により求めた。					
し尿処理施設構造指針解説の原単位(合併処理浄化槽汚泥:1.2、単独処理浄化槽汚泥:0.75)					
合併+単独処理浄化槽汚泥(kℓ/年) = (a×c+b×d) × 365日 × 10 ⁻³					
合併処理浄化槽人口:a、単独処理浄化槽人口:b					
合併処理浄化槽原単位:c、単独処理浄化槽原単位:d					
ただし、c:d=1.2:0.75					

表 4.10 し尿・合併浄化槽及び単独浄化槽汚泥量の予測結果

年度		処理総人口	し尿			合併処理浄化槽汚泥			単独処理浄化槽汚泥			浄化槽汚泥合計	合計
		人口	人口	原単位	収集量	人口	原単位	収集量	人口	原単位	収集量	(kl/年)	(kl/年)
		(人)	(人)	(ℓ/人・日)	(kl/年)	(人)	(ℓ/人・日)	(kl/年)	(人)	(ℓ/人・日)	(kl/年)	(kl/年)	(kl/年)
実績	令和3年	15,926	3,246	2.94	3,483	7,155	2.60	6,790	5,525	2.10	4,235	11,025	14,508
	令和4年	15,599	2,942	3.13	3,361	7,593	2.42	6,707	5,064	2.26	4,177	10,884	14,245
	令和5年	15,273	2,638	3.32	3,197	7,742	2.36	6,669	4,893	2.34	4,179	10,848	14,045
予測	令和6年	14,946	2,459	3.13	2,809	7,873	2.46	7,069	4,614	2.23	3,756	10,825	13,634
	令和7年	14,620	2,276	3.13	2,600	7,998	2.46	7,181	4,346	2.23	3,537	10,719	13,319
	令和8年	14,327	2,116	3.13	2,417	8,101	2.46	7,274	4,110	2.23	3,345	10,619	13,037
	令和9年	14,034	1,971	3.13	2,252	8,183	2.46	7,348	3,880	2.23	3,158	10,506	12,757
	令和10年	13,742	1,835	3.13	2,096	8,250	2.46	7,408	3,657	2.23	2,977	10,384	12,481
	令和11年	13,449	1,707	3.13	1,950	8,304	2.46	7,456	3,439	2.23	2,799	10,255	12,205
	令和12年	13,156	1,585	3.13	1,811	8,347	2.46	7,495	3,224	2.23	2,624	10,119	11,930
	令和13年	12,900	1,411	3.13	1,612	8,382	2.46	7,526	3,107	2.23	2,529	10,055	11,667
	令和14年	12,645	1,241	3.13	1,418	8,409	2.46	7,550	2,995	2.23	2,438	9,988	11,406
令和15年	12,389	1,071	3.13	1,224	8,431	2.46	7,570	2,887	2.23	2,350	9,920	11,144	
令和16年	12,134	902	3.13	1,030	8,449	2.46	7,586	2,783	2.23	2,265	9,852	10,882	
予測根拠		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
		令和5年度の単独浄化槽人口とし尿収集人口の比で按分	5カ年実績平均値	①×②	ロジスティック式	5カ年実績平均値	④×⑤	令和5年度の単独浄化槽人口とし尿収集人口の比で按分	5カ年実績平均値	⑦×⑧	⑥+⑨	③+⑩	

図 4.4 し尿・浄化槽（合併+単独）汚泥量の予測結果



4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

収集区域は、本市の行政区域全域とする。

収集・運搬体制は、当面、現状の体制を維持していくものとするが、今後、三重県が保有している浄化槽台帳を参考にするとともに、現在本市において浄化槽清掃業に携わる事業者に対する実態調査を実施し、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとする。

(2) 生活排水処理施設整備計画

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、尾鷲市クリーンセンターで処理していくものとする。表 4.12 に施設の概要を示す。

表 4.11 計画施設概要

施設名	尾鷲市クリーンセンター
建設地	三重県尾鷲市大字南浦字真砂福松 2562-8
処理能力	し尿処理：50KL/日 (し尿：15KL/日、浄化槽汚泥：35KL/日)
建設年度	竣工：平成 18 年度
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理

5 その他関連計画

(1) 市民に対する広報・啓発活動

市民の生活排水に対する意識向上を図り、これを達成するための方策として、様々な啓発活動を展開する。

① 環境学習の充実

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが発生源における生活排水による環境負荷削減対策（汚れた水を流さないようにする対策）を実施できるよう啓発を図る。

② 環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、台所や風呂、洗濯からの生活排水対策についての情報提供に努める。

③ コミュニティとの連携

コミュニティ活動を通じて、市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう、各地域と連携し啓発活動を行う。

④ 家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネット、洗剤の使用を少なくするためのアクリルタワシの普及など、誰にでもできる発生源対策の普及促進により、エコライフの充実が図れるよう、生活排水対策を推進する。

⑤ 浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進める。

(2) 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、上位・先行計画である「尾鷲市総合計画」等と十分な整合を図るとともに、「ごみ処理基本計画」とも整合を図り、循環型社会の形成を目指すものとする。

第5章 災害廃棄物処理対策

第1節 災害廃棄物発生量の予測

1 災害廃棄物対策について

(1) 災害廃棄物等の発生量推計

災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）に対応するため、「尾鷲市地域防災計画」および「尾鷲市災害廃棄物処理計画」を策定しており、市民から排出される廃棄物（家庭ごみ・粗大ごみ・避難所から発生するごみを含む生活ごみを災害発生時から適切に処理する必要があります。

想定されている過去最大クラスの南海トラフ地震では災害廃棄物が約 30 万トン発生すると推計されています。（表 5-1）本市の一般廃棄物の年間処理量は約 6,000 トンであることから、平時の処理能力では災害廃棄物を処理することは困難になります。

表 5-1 災害廃棄物等の発生量の推計（過去最大クラスの南海トラフ地震）

	区分・品目等	発生量（重量） 単位：t	発生量（体積） 単位：m ³ ※4
災害廃棄物	可燃ごみ※1 (可燃物・柱材・角材)	53,000	132,500
	不燃ごみ等※2 (不燃物・土木系・金属くず・コンクリートなど)	291,000	264,545
	津波堆積物※3	300,000	205,479
一般廃棄物※5	家庭ごみ	8,000	
	粗大ごみ	400	

※1【三重県災害廃棄物処理計画（令和2年3月改訂）】P147の可燃物、引用

※2【三重県災害廃棄物処理計画（令和2年3月改訂）】P145-※1

※3【三重県災害廃棄物処理計画（令和2年3月改訂）】P146

※4比重として、可燃ごみ 0.4 t/m³、不燃ごみ 1.1 t/m³、津波堆積物 1.46 t/m³を使用。

資料：三重県【市町災害廃棄物処理計画策定に関する研修会】

※5【三重県災害廃棄物処理計画（令和2年3月改訂）】P143

表 5-2 し尿発生量推計

区 分	原 単 位	し尿発生量
避難者数 13,000 人	1 日平均排出量 1.7L/人・日	22,100L/日

出典：環境省 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて

(2) 災害廃棄物等の予防及び初動対応について

■ 災害予防

- ・ 平常時に、避難所候補地や一般廃棄物処理施設、仮置場候補地、孤立可能性のある集落等の位置をもとに、収集運搬の重要ルートを選定し、建設課と協議のうえ、発災時に自衛隊・警察・消防等に提示できるように、図面(台帳等)を作成する。
- ・ 収集運搬車両の駐車場所が低地にある場合には、水害対策として事前に避難方法を協議する。その際には、尾鷲市浸水深マップを参考にする。
- ・ 家具類や水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物の積み込み・積下しのための重機や平積みダンプ等の使用を想定し、関係団体等に協力支援を要請して確保を図る。
- ・ 建設業協会や産業廃棄物協会等と事前に協力体制および連絡体制の検討を行う。
- ・ 災害廃棄物の発生量推計に基づく収集運搬車両の必要台数を把握する。

■ 災害初動・応急対応

- ・ 発災後は、収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況を確認する。
- ・ 幹線道路等の通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、建設課および災害対策本部と連携し、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して協力を得る。その際には、移動、保管、廃棄物処理上のリスク（アスベストを含む建築物、ガスボンベ等の危険物）の情報もあわせて提供する。
- ・ 道路の啓開（除去）に伴い応急的に路面から排除した廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入する。
- ・ 災害廃棄物の収集運搬と避難所および家庭から排出される廃棄物を収集運搬するための車両を確保する。
- ・ 収集運搬車両および収集運搬ルート等の被災状況を把握し、避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルートを調整する。
- ・ 通常使用している収集車両が使用できないなど不足する場合は、協定に基づき、県や関係団体に支援を要請する。
- ・ 住民やボランティアへの災害廃棄物(片付けごみ)の分別方法や仮置場の場所等の周知する。

(3) 災害廃棄物等の予防及び初動対応について

生活ごみ、避難ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを図 5-2 および表 5-3 に示すものとする。

図 5 - 2 災害時における廃棄物対応の流れ

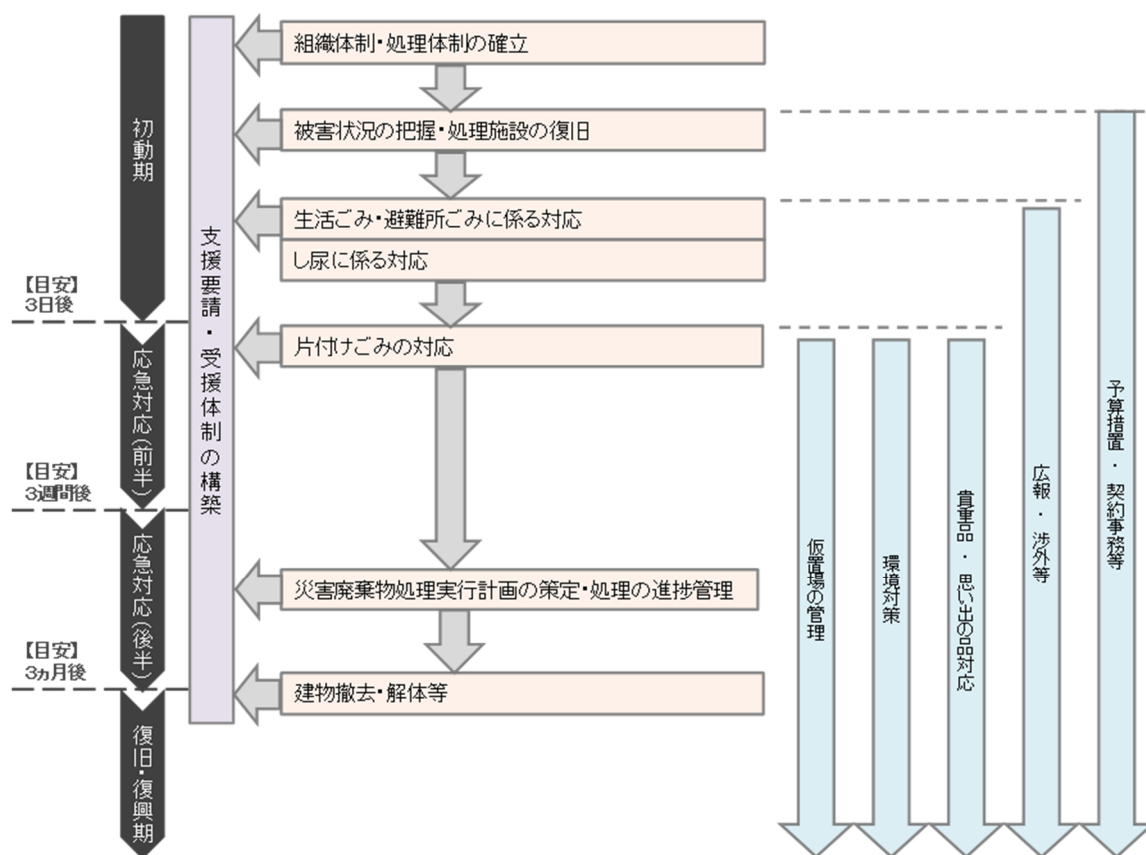


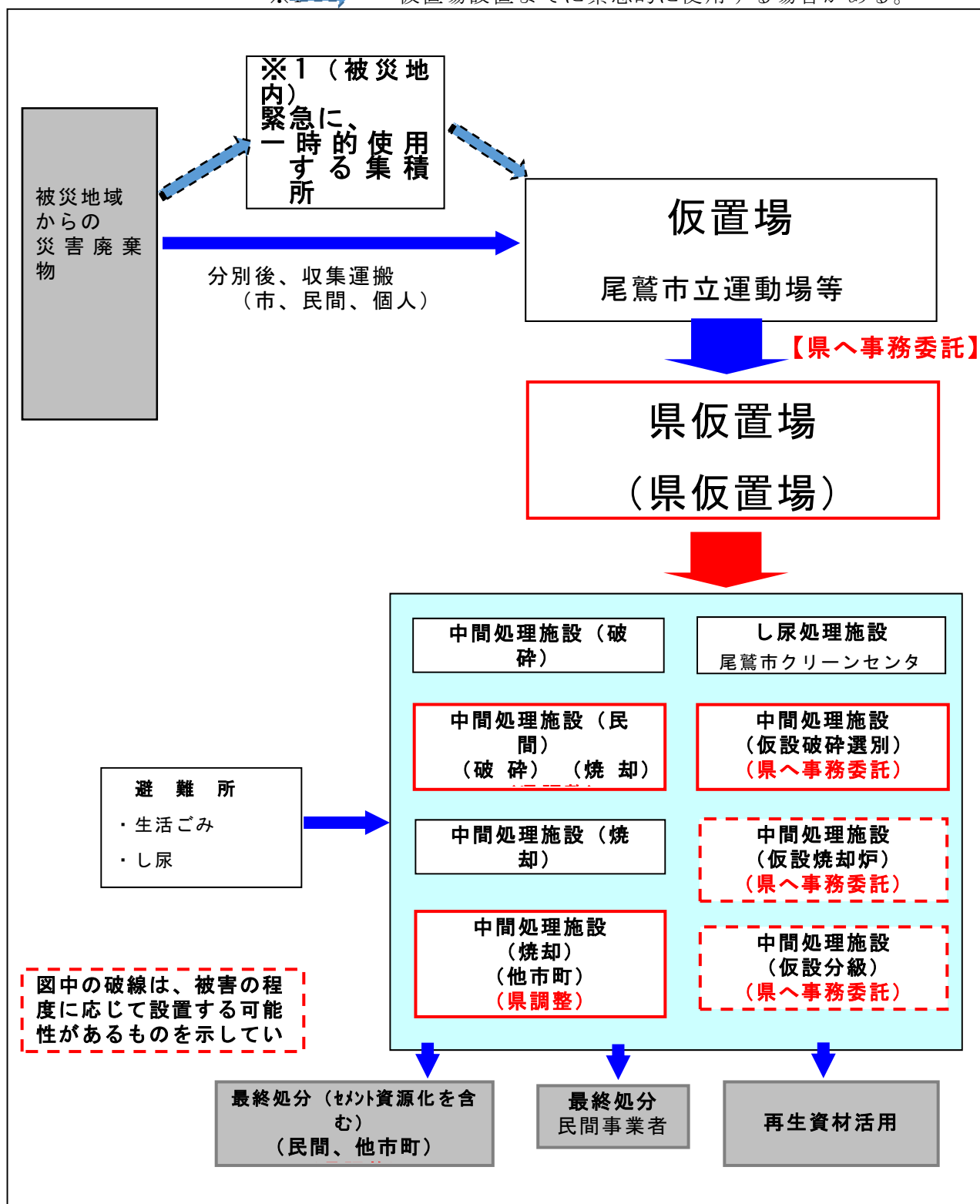
表 5 - 3 発災時の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

(4) 大規模災害時の処理フローについて

図 5-3 災害廃棄物処理フロー（大規模災害時）

※  仮置場設置までに緊急的に使用する場合がある。



(5) 思い出の品

■ 災害予防

- 思い出の品は、ルールを以下のように定める。

なお、貴重品等であっても仮置場に住民が自ら持ち込んだ不用品については、確認の対象としない。

表 5-1 思い出の品等の取扱ルール

回収対象	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ、貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属）等
回収方法	・撤去・解体作業員による回収 ・仮置場での処理における回収 ・住民の持込みによる回収 ※貴重品については、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、警察へ引き渡す。
保管方法	・土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥して保管・管理する。 ・発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し、保管・管理する。
運営方法	・地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
閲覧・引渡し	・思い出の品を展示し、閲覧・引き渡しの機会を設ける。 ・地方紙・広報誌に思い出の品についての情報を掲載する。 ・基本的に面会による引き渡しとするが、本人確認ができる場合は郵送引渡しも可とする。

【思い出の品等の取扱ルール（例）】

- ・ 定義 : アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
- ・ 基本事項 : 公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
- ・ 回収方法 : 災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
- ・ 保管方法 : 泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
- ・ 運営方法 : 地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
- ・ 返却方法 : 基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

(6) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施する。ただし、倒壊の恐れがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋については、市と損壊家屋等の所有者が協議・調整のうえ、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。なお、公共施設の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

■災害予防

- ・ 損壊家屋等の解体・撤去等は、人命救助、ライフラインの確保対策等の一環で、緊急に対応する必要があるため、建設課等と連携をはかり、通行上支障がある 災害廃棄物の撤去、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体するなど、処理順位を検討する。

■災害応急対応

- ・ 人命を優先したうえで、通行上支障があるもの、倒壊の危険のある建物を優先的に解体する。解体にあたっては、分別処理を考慮し、緊急性のあるもの以外は ミンチ解体の禁止を徹底する。
- ・ 解体撤去の計画、解体現場の指導等は、建設課と連携して行う。
- ・ 建物の解体・撤去については、所有者等の申請に基づき、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。（図 4-1）
- ・ 解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。
- ・ 所有者からの解体申請を基本としつつ、倒壊等の危険がある損壊家屋等について所有者等に連絡が取れずやむを得ない場合は土地家屋調査士等による建物の価値がないという判断を踏まえて、損壊家屋等を解体・撤去する。

■復旧・復興

- ・ 解体前調査で石綿の使用が確認された建物を解体する場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき必要な手続きを行い、石綿を除去し、適正に処分する。

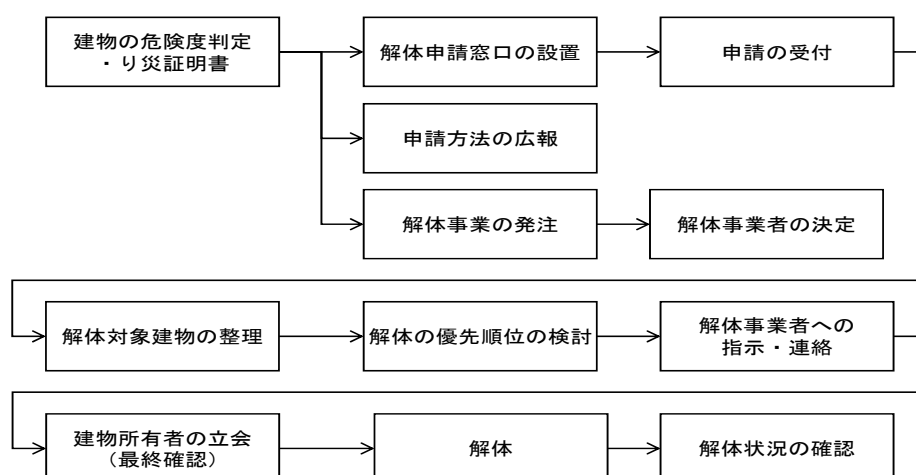


図 5 - 1 【解体・撤去の手順】

出典：環境省災害廃棄物対策指針, P2-31 図 2-2-4